

第6章 民法（相続関係）改正と遺言による普通預金の承継

加 毛 明

1 はじめに

(1) 検討の目的と対象

本稿は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号。以下「改正法」という^①）による改正後の民法のもとで、普通預金が遺言による承継の対象とされた場合に、いかなる法律関係が生じるか、また、いかにして遺言の内容が実現されるか（遺言が執行されるか）について検討する。改正法は、この問題に関連するいくつかの規定を新設した。それらの規定については、改正法成立の前後を通じて、既に多数の研究が公表されている^②。しかしながら、規定の内容や前提とする法的論理については、なお不明確なとこ

-
- (1) 本稿では、法制審議会・民法（債権関係）部会の事務局資料を「部会資料〇」として、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」を「中間試案補足説明」として、引用する。また、改正法に関する立案担当者の見解は、主として、堂蘭幹一郎＝野口宣大編『一問一答 新しい相続法』（商事法務・2019年）、堂蘭幹一郎＝神吉康二編『概説 改正相続法』（金融財政事情研究会・2019年）に依拠する。
実務家・研究者による改正法の代表的な解説論文・概説書としては、窪田充見「相続法改正(上)(下)」法教460号(2019年)59頁・461号(2019年)65頁、東京弁護士会編『ケースでわかる改正相続法』（弘文堂・2019年）、中込一洋『実務解説 改正相続法』（弘文堂・2019年）、潮見佳男ほか編『Before/After 相続法改正』（弘文堂・2019年）、潮見佳男編『民法（相続関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会・2019年）、大村敦志＝窪田充見編『民法（相続法）改正のポイント』（有斐閣・2019年）が存在する。
また、改正法に関する座談会等として、潮見佳男ほか「改正相続法の金融実務への影響」金法2100号(2018年)6頁、沖野眞巳ほか「相続法の改正をめぐって」ジュリ1526号(2018年)14頁、窪田充見ほか「相続法改正が裁判実務・銀行実務に与える影響(上)(下)」銀法838号(2019年)26頁・839号(2019年)28頁（窪田ほか^①）、窪田充見ほか「これからの相続法——相続法改正の意義と将来の課題」ジュリ1542号(2020年)74頁（窪田ほか^②）がある。
- (2) 中間試案の公表以降の代表的な論稿として、次のものがある。伊藤栄寿「民法の相続関係規定の見直しと不動産登記」ジュリ1502号(2017年)53頁、松尾知子「遺言制度に迫る危機——民法（相続関係）等の改正に関する中間試案を契機として」関法67巻1号(2017年)182頁（松尾^①）、良永和隆「遺言による不動産取得と第三者対抗要件——相続法改正案の検討」専法130号(2017年)299頁、石田剛「不動産登記の多様な役割と民法理論——相続と登記の問題を素材に」法時89巻9号(2017年)61頁（石田^①）、田高寛貴「遺言と登記をめぐる相続法改正の課題」法時89巻11号(2017年)39頁（田高^①）、森田宏樹「可分債権の遺産分割における取扱い——預金口座にかかる預金債権の相続について」論究ジュリ20号(2017年)12頁、羽生香織「遺言制度に関する見直し」論究ジュリ20号(2017年)24頁、金子敬明「遺言執行者の権限の明確化等」論究ジュリ20号(2017年)32頁（金子^①）、松尾知子「「相続と登記」の解釈論の限界と登記制度の再検討の必要性」市民と法109号(2018年)11頁（松尾^②）、田高寛貴「遺言による権利取得における登記の要否——裁判例の考察による具体的判断要素の分析」法学研究91巻2号(2018年)27頁（田高^②）、石田剛「「相続登記の欠缺を主張する正当の利益」に関する覚書」加藤新太郎ほか編『加藤雅信先生古稀記念 21世紀民事法学の挑戦 上巻』（信山社・2018年）485頁（石田^②）、二宮周平「改正相続法の検討(3・完)——遺言・遺留分・相続の効力」戸時775号(2018年)2頁、鈴木龍介「司法書士実務の視点から——不動産登記に関する論点を中心に」ジュリ1526号(2018年)49頁、片岡雅「銀行実務の視点から」ジュリ1526号(2018年)55頁、増田勝久「遺言執行の実務に与える影響」ひろば71巻12号(2018年)39頁、永沼淳子「改正相続法における相続の効力——相続させる旨の遺言の対抗要件問題を中心に」法政論叢55巻2号(2019年)87頁、武川幸嗣「共同相続と対抗要件（新899条の2）」金判1561号(2019年)19頁、生駒俊英「遺贈・遺言執行（新998条・新1007条・新1012条～1016条）」金判1561号(2019年)79頁、吉永一行「遺言執行者の地位と権限に関する2018年相続法改正——判例法理との関係および立法論・解釈論上の課題」民商155巻1号(2019年)88頁、金子敬明「相続による権利・義務の承継と第三者」民商155巻2号(2019年)262頁（金子^②）、七戸克彦「相続と登記——民法改正（新設）八九九条の二をめぐって」法政85巻3=4号(2019年)935頁（七戸^①）、七戸克彦「相続と登記をめぐる課題——民法改正（新設）899条の2をめぐって」市民と法116号(2019年)

ろが残されている。そこで、本稿では、実務上の重要性も高い遺言による普通預金の承継の検討を通じて⁽³⁾、この点に関する議論の深化・蓄積を目指すこととした⁽⁴⁾。

本稿の検討対象は、次の2つの点で限定される。

第1に、遺言による普通預金の承継として本稿が取り上げるのは、普通預金が遺贈（民法985条以下。特定遺贈を念頭に置く）の対象とされた場合と、遺産分割方法の指定（民法908条）により普通預金が特定の相続人に承継された場合である。後者は、従前、「相続させる」旨の遺言と呼ばれていた財産承継手法の一部であり（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁〔以下「平成3年判決」という〕参照⁽⁵⁾）、改正法は、これに「特定財産承継遺言」——「遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言」（民法1014条2項）——という名称を与えた。それゆえ、本稿が検討対象とするのは、普通預金が遺贈又は特定財産承継遺言の対象とされた場合ということになる。

第2に、本稿は、遺言による承継の対象として普通預金を取り上げる。検討対象を普通預金に限定する理由は、改正法が、預金が特定財産承継遺言の対象とされた場合に関する規定（民法1014条3項）を新設したことに加え、普通預金に、他の財産と異なる特殊性がある

32頁（七戸⁽²⁾）、水津太郎「相続と登記——相続による不動産物権の承継の対抗要件」ジュリ1532号（2019年）48頁、水野謙「相続させる旨の遺言と相続法の改正」ジュリ1535号（2019年）65頁、倉持政勝「遺言執行者の権限の明確化——改正法の意義と課題」ジュリ1536号（2019年）50頁。

なお、本稿の検討対象の一部について、筆者は、かつて金融法務研究会において検討を行った（加毛明「預金債権を『相続させる』旨の遺言と遺言執行者の職務権限」金融法務研究会『銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題』（全国銀行協会・2016年）61頁）。本稿は、旧稿の内容の一部を改めるものである。

- (3) 武川・前掲注(2)25頁は、預金債権に関する「対抗要件具備の方法の具体化が実務上も必要不可欠となろう」とする。
- (4) 改正法に対しては、立法としての不十分さ・不徹底さに関する批判も向けられている。そこでは、現行相続制度の不備を補完するために、遺言の存在・内容を確認する制度の新設、相続をめぐる法的状況を把握する公的な証明書制度の新設、遺産分割・遺言執行に関する期間制限の導入（松尾⁽¹⁾・前掲注(2)192頁、松尾⁽²⁾・前掲注(2)17頁）、遺言執行者の公示制度の新設（生駒・前掲注(2)85頁、金子⁽¹⁾・前掲注(2)35頁）などが主張されているほか、より根源的な批判として、被相続人の「債権とその引当てとなる責任財産の結びつき」を前提とした相続制度を構想すべきことが主張されている（金子⁽²⁾・前掲注(2)263-265頁、金子⁽¹⁾・前掲注(2)38頁も参照）。これらの批判に示されるように、今回の改正では、より広い視野に立った制度設計の可能性が議論されるべきであったと考えられる。
- 以上の立法論的批判と対比において、本稿の検討は、改正法の解釈論という枠内にとどまるものに過ぎない。しかし、解釈論の展開に際して、可能な限り、これらの批判が前提とする問題意識に配慮することとしたい。
- (5) 平成3年判決は、「相続させる」旨の遺言の法的性質について、「遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではない」としたうえで、民法908条の「遺産の分割の方法を定めた遺言」にあたるものとした。それゆえ、「相続させる」旨の遺言は、遺産分割方法の指定と解される場合と、遺贈と解される場合があることになる（堂菌＝野口編・前掲注(1)117頁注1、堂菌＝神吉編・前掲注(1)93頁注）。立案担当者は、このことを前提として、特定財産承継遺言を「いわゆる相続させる旨の遺言のうち遺産分割方法の指定がされたもの」とであると説明する（堂菌＝野口編・前掲注(1)160頁、堂菌＝神吉編・前掲注(1)138頁）。なお、改正法が特定財産承継遺言という概念を導入した結果として、民法908条の遺産分割方法の指定には「遺産分割の方式を指定するもの（現物分割、換価分割又は代償分割かを定めるもの）」と、遺産分割により特定の遺産を特定の相続人に取得させることを指定するものが含まれる」（部会資料24・2・6頁）ことが明らかにされることになった。

ことに求められる。この点を敷衍する形で、次に、本稿の検討の視点を示すことにしたい。

(2) 検討の視点

① 預金債権の承継と預金債権承継の対抗

第1の視点は、預金債権の承継と預金債権承継の対抗の区別である。後述の通り、改正法による重要な改正内容の1つが、相続を原因とする権利承継の対抗に関する規定の新設である(民法899条の2)。この規定は、特定財産承継遺言による財産承継について、従前の判例法理を変更するものであり、その意義・内容に関する検討が必要になる。

他方、預金債権については、権利承継の対抗を議論する前提として、そもそも権利承継が生じるかという問題が存在する。預金債権には譲渡制限の意思表示(譲渡禁止特約)があるからである。民法(債権関係)改正(平成29年法律第44号)により、当事者が債権の譲渡を制限する意思表示をしても、債権者は当該債権を有効に譲渡できるものとされた(民法466条2項)。譲渡制限の意思表示は、悪意又は重過失の第三者との関係で弁済の相手方を固定する効力を有するに過ぎず(民法466条3項)、債権譲渡を無効にする効力(物権的効力)を有しない。しかし、預貯金債権(「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」)については、その例外として、譲渡制限の意思表示に物権的効力が認められる⁽⁶⁾(民法466条の5第1項)。そして、預金債権に譲渡制限の意思表示があることは、「少なくとも銀行取引につき経験のある者にとっては周知の事柄に属するといふべきである⁽⁷⁾」ので、預金者は預金債権を第三者に譲渡できないことになる。預金債権は、債権者の任意処分が禁止されるという特色を有するのである。

それゆえ、普通預金が遺言による承継の対象とされた場合にも、遺言の効力発生時(被相続人の死亡時)に、預金債権の承継が生じるかが問題となる。遺言による承継の場合にも、譲渡制限の意思表示の物権的効力が及ぶとすれば、預金債権の承継は生じないことになり、そのことを前提として、遺言の内容の実現を考える必要があることになる。

以上の考慮に基づいて、本稿では、預金債権の承継と預金債権承継の対抗を区別して検討することとする。

② 預金債権と預金契約

第2の検討の視点は、預金債権と預金契約(預金口座契約)の区別である。預金の相続について、預金債権と預金契約を区別して観念することは、判例の前提とするところである。最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁は、被相続人の死亡後、共同相続人の1人

(6) その理由として、普通預金など口座残高の変動がある場合を念頭に置きつつ、預金債権の譲渡による法律関係の複雑化や金融システムへの支障が生じるのを回避すること、預金債権には債権譲渡による資金調達の要請が乏しいことなどが挙げられる(筒井健夫=村松秀樹『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務・2018年)172-173頁)。

(7) 最判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁。

が、信用金庫に被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求めたという事案において、預金契約に基づく金融機関の事務には、消費寄託としての性質を有するもの（預金の返還）のほか、委任事務ないし準委任事務の性質を有するもの（振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理など）が多く含まれているとし、「金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負う」とした。そのうえで、預金債権と預金契約の関係について、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法〔民法〕264条、252条ただし書）」と判示した。ここでは、相続による預金債権の承継とは別個に、預金契約上の地位の相続を観念したうえで、取引履歴の開示請求の根拠が——預金債権ではなく——預金契約上の地位の承継に求められている⁽⁸⁾。このように預金債権の承継と預金契約の承継を区別して理解することは、共同相続人間の預金債権の承継に関する判例変更（最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁〔以下「平成28年決定」という〕）によって影響を受けるものではない。

また、学説上は、預金債権と預金契約（預金口座契約）の区別を前提としたうえで、両者の関係に関する分析が提示されている。それによれば、預金口座契約は、預金債権を対象とする「枠契約」としての性質を有し、「個別の預金債権は、預金口座に組み込まれて管理されることにより、預金口座契約の対象となり、その行使について預金口座に関する契約上の規律に服する⁽⁹⁾」ものとされる。重要なのは、預金債権の承継の問題とは別に、預金債権の行使の問題が存在し、この点に預金口座契約の規律が及ぶとされることである。その前提には、普通預金口座に代表される決済性預金については、口座への「入金となされるごとに、個々の預入金はその特定性を失い、既存の残高債権にそれを組み込んだ新たな1個の残高債権が成立する⁽¹⁰⁾」という法的構造があるものと考えられる。それゆえ、遺言による普通預金の承継についても、預金債権と預金契約（預金口座契約）の区別を前提としたうえで、両者の関係について検討することが必要となる。

さらに、改正法も、預金債権と預金契約の区別を前提とする規定を新設した。民法1014条3項は、預金債権が特定財産承継遺言の対象とされた場合に、遺言執行者が預金の払戻

(8) その理由について、調査官解説は、「相続紛争の実情に鑑みると、共同相続人の一人による取引経過開示請求権の単独行使を預金債権の帰属をめぐる紛争と切り離して認めることが妥当であり、かつ、開示の相手方が預金契約上の地位の準共有者である共同相続人とどまる限りにおいては、プライバシー侵害や守秘義務違反の問題を容易に回避し得ると考えたためではないかと思われる」とする（田中秀幸「判解〔最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁〕」最判解民事篇平成21年度(上)65-66頁）。

(9) 森田・前掲注(2)16頁。

(10) 森田・前掲注(2)17頁。決済性預金口座の法的構造の詳細については、森田宏樹「振込取引の法的構造——『誤振込』事例の再検討」中田裕康＝道垣内弘人『金融取引と民法法理』（有斐閣・2000年）143-145、170-173頁、森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人ほか編『信託取引と民法法理』（有斐閣・2003年）306-307頁。

しを請求できること、及び、預金債権の全部が特定財産承継遺言の対象とされた場合には、預金契約の解約の申入れをできることを定める。後者の解約申入れの対象は、預金契約であり、解約申入権限は—預金債権ではなく—預金契約に基づく権限と解される。それゆえ、民法 1014 条 3 項は、特定財産承継遺言による預金債権の承継の場合に、遺言執行者が預金契約上の権限を行使することを認めた規定ということになる。また、前者の預金の払戻請求についても、前述の学説の分析を前提とすれば、預金債権の行使に対する預金契約の規律の影響に関する立場を明文化したものと評価できる。このように、改正法は、預金債権の承継と預金契約の承継の区別を前提とした規定を新設したものと考えられるのである。

(3) 検討の順序

以上の 2 つの検討の視点に基づき、以下では、まず、遺言執行者がいない場合における普通預金の承継について検討する。最初に、普通預金が遺贈の対象とされた場合を取り上げる (2)。この場合は、今回の改正の対象でないため、改正法を検討する前提として、本稿の検討の視点に基づく分析を示すことができる。

そのうえで、普通預金が特定財産承継遺言の対象とされた場合の検討に移る (3)。まず、普通預金が法定相続によって承継される場合として、単独相続があった場合と、共同相続が生じ、遺産分割がなされた場合を取り上げる (3 (1))。そして、これらと対比する形で、特定財産承継遺言によって普通預金が承継される場合について検討する (3 (2))。

以上の検討を踏まえたうえで、最後に、遺言執行者がある場合の検討を行う (4)。ここでも、まず、遺贈による承継の場合を取り上げ (4 (1))、それと対比する形で、特定財産承継遺言による承継について検討することとする (4 (2))。

2 遺贈による普通預金の承継

(1) 預金債権の承継

① 譲渡制限の意思表示の効力

普通預金が遺贈の対象とされた場合について、まず問題となるのが、相続開始時に受遺者への預金債権の承継が生じるかである。判例は、譲渡制限の意思表示のない債権の遺贈については、相続開始時に債権の承継が生じるものとする⁽¹¹⁾。これに対して、預金債権については、前述した譲渡制限の意思表示の効力によって (1 (2) ①)、受遺者への承継が妨げられないかが問題となる。

遺贈は、遺言者の意思に基づく財産処分であり、生前の債権譲渡 (任意処分) と同様の法的性質を有する。それゆえ、生前処分が無効とされるのであれば、遺贈という死因処分も無効と解するのが自然である。また、特定財産承継遺言と異なり、遺贈は相続人でない者に対

(11) 大判大正 5 年 11 月 8 日民録 22 輯 2078 頁 (貸付債権の遺贈の事案)。

して行うことができるので、相続を原因とする権利承継とは、その法的性質を異にする。さらに、相続人に対して遺贈がなされた場合でも、相続人である受遺者は、遺言者の死亡後に相続を放棄しつつ（民法 915 条 1 項本文、938 条）、遺贈のみを受けることができるので、遺贈による権利取得は、相続を原因とする権利の承継とは法的性質を異にすると考えられる⁽¹²⁾。

以上によれば、預金債権が遺贈された場合、譲渡制限の意思表示の効力によって、受遺者への権利承継は生じないものと解される⁽¹³⁾。その結果、預金債権は、法定相続を原因として、相続人に承継されることになる。

② 債務者による承諾

他方、預金債権に関する譲渡制限の意思表示は、債権者を固定する（一定の範囲に制限する）という金融機関の利益を保護するものである。それゆえ、金融機関は、当該利益を放棄し、預金債権の移転を承諾することができる。金融機関は、遺言書の確認などを通じて、遺贈による預金債権の承継があったという確証が得られるのであれば、譲渡制限の意思表示による債権者固定の利益を放棄し、預金債権の承継を承諾することができる⁽¹⁴⁾。

金融機関の承諾があれば、受遺者への預金債権の承継が生じる。そして、判例が、債務者の承諾により、債権譲渡が譲渡の時に遡って有効になるとすることからすれば⁽¹⁵⁾、受遺者は相続開始時に預金債権を承継したことになる⁽¹⁶⁾。

③ 譲渡制限の意思表示の対抗の制限

以上に関連して、金融機関が預金債権の受遺者に対して譲渡制限の意思表示の効力を主張することが制限される場合があるかという問題が存在する。この問題に関連して、東京高判平成 9 年 10 月 30 日金法 1535 号 68 頁は、預金債権を含む全財産の死因贈与——遺贈ではない——を受けた受贈者が、共同相続人全員に対して預金名義を自らに変更することを求める訴えを提起し、請求認容判決を得たうえで、銀行に対し、預金が自らに帰属することの確認を求めたという事案において、「預金債権につき譲渡を禁止する特約があることを理由に控訴人〔受贈者〕が本件契約に基づき本件預金債権を譲り受けたことを否認することは、信義則上許されないものと解するのが相当である」とした⁽¹⁷⁾。この事件では、預金債権が受

(12) 水津・前掲注(2)50 頁参照。

(13) 山田誠一「遺言があった場合における相続預金の払戻し——遺留分減殺請求権との関係」金融法務研究会『銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題』（2016 年）50 頁。

(14) 銀行実務においても、遺贈による預金債権の承継を確認できれば、承諾を与えるのが通常であると説明される（潮見ほか・前掲注(1)25 頁〔藤原彰吾〕）。

(15) 最判昭和 52 年 3 月 17 日民集 31 卷 2 号 308 頁。

(16) もっとも、金融機関による承諾前に、法定相続人の債権者が預金債権を差し押さえていた場合には、民法 116 条の法意に照らし、差押債権者の権利を害することはできないものと解される（最判平成 9 年 6 月 5 日民集 51 卷 5 号 2053 頁参照）。

(17) この判決を受けて、「譲渡禁止特約の付された時点ではその特約の締結につき合理性が認められても、その譲渡時、あるいは譲受債権の行使時に、債務者にとって、その債権の帰属主体が誰であ

贈者に帰属することが判決によって確定されていたことが、信義則違反の基礎づけに重要な意味を有したものと考えられる⁽¹⁸⁾。それゆえ、例えば、受遺者が金融機関に遺言を提示したにとどまる場合には、当該遺言の有効性を証明する手段がないことに鑑み、金融機関による譲渡制限の意思表示の主張が信義則に違反すると解することは困難であると思われる。

④ 遺贈義務者による遺言内容の実現

以上によれば、金融機関の承諾がない（金融機関による譲渡制限の意思表示の主張が制限されない）場合には、預金債権は受遺者に承継されないことになる。もっとも、そのことは、遺言内容を実現できないことを意味するわけではない。遺言者の意思が、預金口座の残高に対応する金銭を受遺者に与えることにあったと解釈することが許される限り、相続人は、遺贈義務者として、受遺者に当該金銭を与える義務を負う。それゆえ、受遺者は—預金口座に必要な残高が残っている限り—相続人に対して、預金を払い戻したうえで自らに金銭を交付すること、あるいは、金融機関が自らに預金を払い戻したり、自らの指定する預金口座に振込みをしたりするよう指図することを請求できるのである⁽¹⁹⁾。そして、相続人が払い戻しを受けた預金を着服するおそれがあることを勘案すれば、実務上は、受遺者への預金の払戻しや受遺者の指定口座への振込みによることが望ましいと考えられる。

他方、金融機関の承諾により、受遺者が預金債権を取得した場合には、さらに預金債権取得の対抗や預金契約の承継が問題となる。次に、これらの問題をみていくことにしよう。

（２）預金債権承継の対抗

判例は、遺贈による債権承継の対抗について、対抗要件の具備を要求する⁽²⁰⁾。債権譲渡の債務者対抗要件は、譲渡人による債務者への通知又は債務者による承諾であり（民法 467 条 1 項）、第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾である（民法 467 条 2 項）。債務者への通知は、譲渡人がしなければならず、譲受人による通知は認められない。債権譲渡によって、債権を失うという不利益を受ける譲渡人が通知をすることで、通知の信頼性を確保するためである。債権譲渡によって利益を受ける譲受人による通知を認めると、虚偽の通知がなされるおそれが高まるからである⁽²¹⁾。

もっとも、遺贈の場合には、債権者の譲渡人にあたる被相続人が死亡しているため、債務

るかについて利害関係のない場合にまで、債務者に特約による譲渡の無効を主張させる実務上の必要性がいかほどあるのか、疑問なしとしない」との指摘も存在する（田原睦夫「預金債権の遺贈と譲渡禁止特約」金法 1539 号〔1999 年〕5 頁）。

(18) 山田・前掲注(13)50-51 頁。

(19) 森田・前掲注(2)21 頁。

(20) 最判昭和 49 年 4 月 26 日民集 28 卷 3 号 540 頁は、債務者対抗要件の具備を要求する。第三者対抗要件についても、不動産の遺贈に関する判例法理によれば（最判昭和 39 年 3 月 6 日民集 18 卷 3 号 437 頁〔差押債権者との関係〕、最判昭和 46 年 11 月 16 日民集 25 卷 8 号 1182 頁〔生前贈与の受贈者との関係〕）、その具備が必要とされるものと解される。

(21) 中田裕康『債権総論〔第 3 版〕』（岩波書店・2013 年）533-534 頁。

者に対する通知を行うのは、遺贈義務者である相続人となる。つまり、債務者対抗要件は、相続人による債務者への通知又は債務者による承諾であり、第三者対抗要件は、確定日付のある証書によって、それらの通知又は承諾がなされることである。

前述のように((1)②)、遺贈による受遺者への預金債権の承継が生じるには、金融機関の承諾が必要となる。金融機関は、遺言書などの確認を通じて、預金債権の承継の確証を得たうえで承諾する以上、通常は、同時に、債務者対抗要件としての債務者の承諾も行っていると考えることができる。譲渡制限の意思表示による債権者固定の利益を放棄するという意味での承諾と、預金債権承継の債務者対抗要件としての承諾は、その法的性質を異にする。しかし、受遺者への預金債権の承継を認めるという金融機関の行為が、両者の法的意義を併有することを認めて良い場合が多いと考えられる。

他方、遺贈による預金債権の承継を第三者に対抗するには、確定日付のある証書による通知又は承諾が必要となる。そして、債務者である金融機関は、たとえ遺贈による預金債権の承継を承諾する場合であっても、確定日付のある証書によって承諾を行う義務を負うわけではない。これに対して、遺贈義務者である相続人は、受遺者への権利承継を完全なものとする義務を負うのであり、その一環として受遺者に対抗要件を具備させる義務を負担する⁽²²⁾。それゆえ、確定日付のある証書による通知が任意になされない場合、受遺者は、相続人に対して、確定日付のある証書によって債務者に通知を行うことを求める権利を有し、訴えをもって強制することができる⁽²³⁾。

(3) 預金契約の承継と遺言内容の実現

次に、普通預金が遺贈された場合における預金契約の承継についてみていこう。この点については、遺言者が預金契約を受遺者に承継させる意思を有していた場合と、有していなかった場合の双方があり得る。

例えば、ある預金口座の残高の一定額のみを遺贈の対象とした場合には、通常、遺言者は、預金契約を承継させる意思を有していなかったと考えられる。その場合、預金契約は相続人に承継されることになる（共同相続の場合には、預金契約上の地位の準共有が生じる⁽²⁴⁾）。

これに対して、預金口座の残高全額が遺贈の対象とされた場合には、遺言者が預金契約も受遺者に承継させる意思を有していたと解すべき場合があると考えられる。もっとも、預金契約も契約である以上、その移転には、契約相手方である金融機関の承諾が必要となる（民

(22) 加藤永一「遺言の効力」家族法大系刊行委員会『家族法大系Ⅶ 相続(2)』(有斐閣・1960年) 210頁、中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)〔補訂版〕』(有斐閣・2002年) 192頁〔阿部浩二〕。最判昭和49年4月26日(前掲注(20))の調査官解説も、このことを前提とする(輪湖公寛「判解」最判昭和49年4月26日民集28巻3号540頁)最判解民事篇昭和49年度575頁)。

(23) 執行方法については——債権譲渡の通知は意思表示ではない(観念の通知とされる)もの——意思表示の擬制(民事執行法174条1項本文)によるべきものと解される(中田・前掲注(21)534頁参照)。

(24) 田中・前掲注(8)65頁参照。

法 539 条の 2)。それゆえ、金融機関が任意に承諾をしない限り、預金契約が受遺者に承継されることはない。この場合も、やはり預金契約は相続人に承継されることになる。

金融機関が受遺者への預金契約の移転を承諾した場合には、受遺者は、預金契約の当事者となる（金融機関が受遺者への預金債権の承継を承諾した以上、同時に、預金契約の承継についても承諾があったと解される場合もあるだろう）。もっとも、預金実務では、預金口座の名義変更により、受遺者が口座を利用し続けることは、原則として想定されていない⁽²⁵⁾。それゆえ、受遺者は、預金債権の行使として、預金の払戻しや自らの指定する口座への振込みを請求すべきことになる。また、受遺者は、預金契約の当事者として、預金口座の解約を申し入れることもできる。

他方、預金契約が受遺者に承継されず、相続人に承継される場合、預金債権の行使が預金契約上の規律に服するという理解によれば（1（2）②）、受遺者は、預金の払戻しなどを受けるために、預金契約の当事者である相続人の協力を要することになる。相続人は、遺贈義務者として、受遺者への権利承継を完全なものとする義務を負うので、受遺者への預金の払戻しや受遺者の指定する預金口座への振込みを行うよう金融機関に指図したりしなければならぬことになる。そして、以上のような形での遺言内容の実現は、金融機関が遺贈による預金債権の承継を承諾しなかった場合における遺言内容の実現の在り方（（1）④）と同様であることになる。

3 特定財産承継遺言による普通預金の承継

（1）法定相続

① 単独相続

a 預金債権の承継

続いて、普通預金が特定財産承継遺言の対象とされた場合の検討に移ろう。検討の前提として、普通預金が、遺言によらずに承継される場合（法定相続の場合）からみていくことにしたい。

相続人は、相続開始の時に、被相続人に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条本文）。相続人が 1 人である場合には、当該相続人が預金債権を単独相続する。

法定相続によって預金債権が承継される場合には、譲渡制限の意思表示によって、預金債権の承継が妨げられることはない。法定相続は、生前の債権譲渡や遺贈のような遺言者による特定の財産の任意処分とは異なり、死亡した被相続人の法人格を承継し、その権利義務を包括的に承継するものである。そして、預金者が死亡した場合には、預金債権の帰属主体が

(25) 口座名義の変更が認められるのは、受遺者が遺言者から事業などを承継し、そのために口座を維持することが必要とされるなどの例外的な場合に限られる（潮見ほか・前掲注(1)23 頁〔藤原彰吾〕は「家賃の受取口座」の例を挙げる。倉持・前掲注(2)54 頁も参照）。なお、片岡・前掲注(2)59 頁は、金融機関が預金口座の継続的な利用を認める場合には、金融機関に、預金債権承継の第三者対抗要件の具備への配慮が求められる可能性があることを指摘する。

必要となる以上、譲渡制限の意思表示によって、法定相続に基づく権利の承継を妨げること
はできないものと解される。債権者を固定するという金融機関の利益は、法定相続との関係
では、保護されないのである。

b 預金債権承継の対抗

次に、法定相続による預金債権の承継を対抗するために、対抗要件の具備は必要とされな
いものと解される。法定相続は被相続人の法人格の承継・権利義務の包括承継であり、対抗
要件の具備が必要となる譲渡（民法 467 条 1 項）とは、その法的性質を異にする。また、
法定相続によって権利を承継する主体は、法律の規定に基づく相続人であり、その特定は
—遺贈などの場合と比較すれば—比較的容易であるので、債務者の二重弁済のおそれも
小さいといえる⁽²⁶⁾。それゆえ、相続人は、債務者である金融機関に対する通知や金融機関の
承諾がなくとも、預金債権の承継を金融機関に対抗できるし、預金債権の承継を第三者に対
抗するために、確定日付のある証書による通知又は承諾を必要としないことになる。

c 預金契約の承継

最後に、相続人は、相続を原因として、預金契約上の地位を承継する。法定相続の場合に
は、契約上の地位の移転に、契約相手方の承諾（民法 539 条の 2）は必要とされない。法定
相続人は、金融機関の承諾を要することなく、預金契約を承継することになる。

そして、単独相続の場合には、預金債権も預金契約も、ともに 1 人の相続人に承継される
ので、当該相続人は、金融機関に対して、預金債権の行使として、預金の払戻しを請求する
ことができるし⁽²⁷⁾、預金契約の当事者として、解約の申入れをすることもできる。

② 共同相続と遺産分割

a 預金債権の承継

次に、複数の相続人が存在する共同相続の場合についてみていこう。この場合には、法定
相続による権利の承継の後に、共同相続人間で遺産分割が行われ、権利の最終的な承継者が
決定されることになる。

まず、預金債権は相続を原因として、共同相続人に承継される。この場合も、単独相続の
場合と同様の理由に基づき、譲渡制限の意思表示によって預金債権の承継が妨げられるこ
とはないものと考えられる。

平成 28 年決定は、普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権について、「相続開始と
同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」とした⁽²⁸⁾。同

(26) 中込・前掲注(1)11-12 頁も参照。

(27) 預金口座の名義変更により、口座を利用し続けることができるのは例外的な場合に限られる（前
掲注(25)及び対応する本文参照）。

(28) さらに最判平成 29 年 4 月 6 日判時 2337 号 34 頁は、定期預金債権及び定期預金積金についても、

決定は、遺産分割が行われるまでの共同相続人間における預金債権の帰属の形態を明らかにしないため、実務・学説において、様々な法律構成が主張されている⁽²⁹⁾。ここでは、その詳細に立ち入らず、本決定の帰結として、「相続人は全員で共同しなければ預貯金の払戻しを受けることができない⁽³⁰⁾」ことを確認しておくにとどめる⁽³¹⁾。

次に、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の調停・審判によって遺産分割がなされ、共同相続人の一部の者（以下「取得相続人」という）が預金債権を取得することになった場合についてみていこう。遺産分割の効力は相続開始時に遡るので（民法 909 条本文）、取得相続人は、被相続人から直接に預金債権を承継したことになる。

この場合にも、譲渡制限の意思表示の効力によって預金債権の承継が妨げられることはないものと解される⁽³²⁾。法定相続によって共同相続人が預金債権を承継することについて、金融機関は譲渡制限の意思表示を主張できない。その共同相続人のなかから、預金債権を最終的に承継する者が決定される以上、債権者を固定するという金融機関の利益の保護の必要性は低いものと考えられるからである。それゆえ、取得相続人は、金融機関の承諾を得ることなく、預金債権を承継することになる。

b 預金債権承継の対抗

(a) 改正前の判例法理

ア 対抗要件具備の要否

続いて、預金債権承継の対抗についてみていこう。まず、改正法施行前の判例法理を確認することから始めたい。

判例は、不動産の共同相続について、共同相続人が法定相続によって取得した持分を登記なしに第三者に対抗できるとする⁽³³⁾。共同相続も、被相続人の法人格の承継・権利義務の包括承継としての性質を有し、法律の定めた範囲の相続人への権利承継が生じる点では、単独相続の場合と同様である。それゆえ、共同相続人は、金融機関に対する通知や金融機関の承諾がなくとも、預金債権の承継を金融機関に対抗できるし、第三者との関係でも、確定日付のある証書による通知又は承諾を要しないことになる。

同様の結論を採用した。

(29) 詳細については、本書第 1 章（中田裕康「共同相続された預金債権の法律関係——普通預金債権を中心に」）及び第 2 章（山田誠一「遺産分割前の普通預金以外の預金（定期預金に限る）について」）参照。

(30) 齋藤毅「判解〔最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁〕」最判解民事篇平成 28 年度 547 頁。なお、預金債権の行使に預金契約上の規律が影響を及ぼすという本稿の検討の視点からすれば、この帰結を導くために、「1 個の普通預金債権等の上に各共同相続人が準共有持分を有する」（同 544 頁）という法律構成を採る必要があるかには疑問もある。

(31) そのことを前提として、改正法は、遺産分割前の預貯金債権の行使を可能とするため、家事事件手続法の保全処分の要件を緩和するとともに（家事事件手続法 200 条 3 項）、家庭裁判所の判断を経ずに一定額の預貯金の払戻しを認める制度（民法 900 条の 2）を新設した。

(32) 森田・前掲注(2)19 頁は、このような解釈を示唆する。

(33) 最判昭和 38 年 2 月 22 日民集 17 卷 1 号 235 頁。

これに対して、遺産分割による取得相続人の権利承継について、判例は、遺産分割後に対象財産に権利を取得した第三者との関係で、対抗要件の具備を要求する。遺産分割による不動産の承継に関して、遺産分割が第三者との関係では「相続人が相続によりいったん取得した権利につき分割時に新たな変更を生ずるのと実質上異ならない」ことを理由として、取得相続人は「登記を経なければ、分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、自己の権利の取得を対抗することができない」とするのである⁽³⁴⁾。ここでは、遺産分割による権利承継が—被相続人から取得相続人への直接の権利承継であるものの—第三者との関係では、法定相続によって権利を承継した共同相続人が、遺産分割によって取得相続人に権利を移転したのと実質的には異ならないとされる。遺産分割により、法定相続と異なる形での財産承継が生じた場合には、第三者保護の要請に基づいて、権利承継の対抗に対抗要件の具備が必要とされるのである。学説上も、遺産分割後であれば、取得相続人には権利承継の認識がある以上、速やかな対抗要件具備を求めることも不当ではないとして、判例法理を支持する見解が有力である⁽³⁵⁾。

以上の判例法理を前提としたうえで、預金債権が「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」という平成 28 年決定によれば⁽³⁶⁾、遺産分割による預金債権承継の対抗には、第三者対抗要件（民法 467 条 2 項）の具備が必要になる⁽³⁷⁾。また、債務者対抗要件（民法 467 条 1 項）についても、その具備を要するものと解される。遺産分割によって共同相続人のうちの誰に預金債権が承継されるかは、金融機関にとって明らかでないため、預金の二重払戻しの危険を回避するために、債務者対抗要件の具備が必要と考えられるからである。

イ 対抗要件具備の方法

次に、対抗要件の具備の方法について、改正法は規定を新設した。その意義・内容を理解するために、不動産登記実務における登記申請手続を確認することから始めよう。

(34) 最判昭和 46 年 1 月 26 日民集 25 卷 1 号 90 頁（以下「昭和 46 年判決」という）。

(35) 武川・前掲注(2)20 頁、松尾②・前掲注(2)18 頁。学説の議論状況については、作内良平「判批〔最判昭和 46 年 1 月 26 日民集 25 卷 1 号 90 頁〕」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続〔第 2 版〕』（有斐閣・2018 年）147 頁参照。

(36) なお、判例によれば、預貯金債権など一定の債権を除く可分債権は、相続開始により、当然に分割され（最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 卷 4 号 819 頁参照）、遺産分割の対象とされないことになる。それゆえ、共同相続人が分割承継した個々の債権を遺産分割の対象に含めたいと、取得相続人に当該債権全体を承継させることとした場合には、他の共同相続人から取得相続人に対する債権譲渡があったものと理解することができるので、本文で紹介した不動産の遺産分割に関する判例法理を前提とせずとも、取得相続人による債権承継の対抗に対抗要件の具備が必要であるという帰結を導くことができる（最判昭和 48 年 11 月 22 日金法 708 号 31 頁参照。同判決について、大村＝窪田編・前掲注(1)139-140 頁〔宮本誠子〕は、「相続開始による債権の分割帰属によりいったん確定的に帰属した債権を、遺産分割で譲渡したという場面であり、相続による承継の問題を扱ったものではない」とする）。

(37) 遺産分割によって、平成 28 年決定に基づく預金債権の行使の制限が解消されるので、他の共同相続人の債権者は、遺産分割後に、共同相続人の法定相続分に応じて預金債権を差し押えることができることになるものと解される。

まず、遺産分割前に不動産について共同相続登記がされていた場合には、遺産分割を原因とする持分移転の登記申請は、取得相続人と他の共同相続人の共同申請（不動産登記法 60 条）によるものとされる⁽³⁸⁾。他の共同相続人は、登記義務者としての立場に立つのである。このことを前提して、遺産分割が家庭裁判所の調停又は審判による場合には、調停条項や審判の主文に登記義務者の登記申請に関する意思表示である登記手続条項があるのであれば、判決による登記（不動産登記法 63 条 1 項）に準じて、調停調書又は審判書の正本を提供することにより、取得相続人は単独で登記を申請することができる⁽³⁹⁾。

これに対して、遺産分割前に共同相続登記がなされていなかった場合には、取得相続人は、単独で相続を原因とする所有権移転の登記を申請できる（不動産登記法 63 条 2 項）⁽⁴⁰⁾。もっとも、登記原因証明情報として、遺産分割協議書又は遺産分割協議の内容を確認した各相続人の書面⁽⁴¹⁾（協議による遺産分割の場合）や、調停調書又は審判書の謄本⁽⁴²⁾（家庭裁判所の調停・審判による遺産分割の場合）の提供が求められるので——それらの書面が偽造されていた場合を除けば——、実質的には、登記申請に他の共同相続人の関与があるといえる。それゆえ、取得相続人の単独申請が許されていることから、直ちに、他の共同相続人が登記義務者としての地位に立たないことが導かれるわけではないと解される。むしろ、他の共同相続人が登記義務を負うことを前提としつつ、他の共同相続人が登記義務の履行に同意していることを示す書面（遺産分割協議書又は遺産分割協議の内容を確認した各相続人の書面）や他の共同相続人の登記義務の存在を公的に確認する書面（調停調書又は審判書の謄本）が存在するために、登記権利者である取得相続人の単独申請が許容されているものと考えられるのである⁽⁴³⁾。

そして、このような理解によれば、遺産分割による債権承継について、他の共同相続人は取得相続人に対抗要件を具備させる義務を負うものと解される。遺産分割は、共同相続人の協議や家庭裁判所の調停・審判に基づくものであり、他の共同相続人は、遺産分割に従った債権の承継を完全なものとする義務を負うと考えられるからである⁽⁴⁴⁾。それゆえ、遺産分

(38) 昭和 28 年 8 月 10 日民甲 1392 民事局長電報回答・登記先例下 2051 頁。共同相続人の協議による遺産分割を原因とする持分移転の登記について、登記原因証明情報として提供が求められるのは、遺産分割協議書又は他の共同相続人が遺産分割の内容を確認し、押印した書面に加え、他の共同相続人の登記識別情報及び印鑑証明書、取得相続人の住所証明書などである（幸良秋夫『新訂 設問解説 相続と登記』〔日本加除出版・2018 年〕189 頁）。

(39) 幸良・前掲注(38)189 頁。

(40) 明治 44 年 10 月 30 日民刑 904 民刑局長回答・登記先例追加編 I 51 頁、昭和 19 年 10 月 19 日民甲 692 民事局長通達・登記先例上 737 頁など。

(41) 幸良・前掲注(38)184-185 頁。その他、相続を証する戸籍関係書類（戸籍・除斥謄本など）又は法定相続情報一覧図の写しの提供が必要とされる。

(42) 幸良・前掲注(38)187 頁。

(43) 預金の払戻しに関するものであるが、森田・前掲注(2)19-20 頁は、本文と同様の理解に立つものと考えられる。石田①・前掲注(2)63 頁も、遺産分割登記の単独申請が許される根拠として、家庭裁判所の審判による遺産分割については、登記義務者の申請意思を重ねて確認する必要はないこと、共同相続人の協議による遺産分割については、遺産分割協議書への署名・押印によって登記義務者の申請意思が十分に確認されていることを挙げる。

(44) 改正法の立案担当者は、以上と異なる理解を前提とするが、その根拠が十分でないことについては後述する（(b)イ）。

割によって債権を承継した取得相続人は、他の共同相続人が債務者に対する通知に協力しない場合、訴えをもって債権譲渡の通知を強制できるものと解される。

(b) 改正法による規定の新設

ア 民法 899 条の 2 の内容

以上を前提として、改正法によって新設された規定の内容をみていこう。

まず、民法 899 条の 2 第 1 項⁽⁴⁵⁾は「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうにかかわらず、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と定める。共同相続があった場合の法定相続分（「次条及び第九百一条の規定により算定した相続分」）に応じた権利の承継について対抗要件の具備を不要とする一方で、「遺産分割による」権利の承継については、対抗要件の具備が必要とされる。いずれも、改正前の判例法理を踏まえたものといえる⁽⁴⁶⁾。

このことを前提として、改正法は、遺産分割による債権の承継について、債務者対抗要件に関する特則を新設した⁽⁴⁷⁾。民法 899 条の 2 第 2 項は「前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する」と定める。債務者対抗要件として、共同相続人全員による債務者への通知⁽⁴⁸⁾又は債務者による承諾のほか、取得相続人による債務者への通知が認められたのである。もっとも、取得相続

(45) 民法 899 条の 2 第 1 項の立案経緯については、羽生・前掲注(2)26-27 頁、良永・前掲注(2)306-309 頁、武川・前掲注(2)21-23 頁、七戸①・前掲注(2)936-941, 949-961 頁。

(46) ただし、立案担当者は、遺産分割について対抗要件具備が必要とされる根拠規定が、民法 177 条、178 条、467 条などから民法 899 条の 2 第 1 項に変わることを指摘する（堂蘭＝神吉編・前掲注(1)141 頁）。

また、学説上は、遺産分割による権利承継の理解への影響も指摘される。すなわち、昭和 46 年判決が「相続人が相続によりいつたん取得した権利につき分割時に新たな変更を生ずる」という移転主義的理解を示していたのに対して（前掲注(34)及び対応する本文参照）、民法 899 条の 2 第 1 項が遺産分割を相続による権利承継と位置付けたことで、被相続人から取得相続人に直接に権利が承継されるという考え方（宣言主義的理解）が採用されることになったとされるのである（潮見ほか編・前掲注(1)3 頁〔水津太郎〕、水津・前掲注(2)54 頁）。もっとも、この点は、前提となる昭和 46 年判決の理解にかかわるものと思われる（同判決が「実質上異ならない」という言葉遣いをしていることを重視すれば、遺産分割の権利承継の法形式については、宣言主義的理解を前提としていたものと解することもできるだろう）。

(47) 民法 899 条の 2 第 2 項の立案経緯については、羽生・前掲注(2)27-28 頁、武川・前掲注(2)23 頁、金子②・前掲注(2)270-274 頁。

(48) 受益相続人を含む共同相続人全員は、被相続人の地位を承継したことを根拠として、債権譲渡における譲渡人と同様の立場で、債務者への通知を行うものと説明される（堂蘭＝野口編・前掲注(1)168 頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)146 頁注 1）。民法 899 条の 2 第 2 項が、受益相続人による単独の通知を「共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみな〔す〕」のは、このことを前提とするものと解される（なお、窪田ほか①(下)・前掲注(1)31 頁〔窪田充見〕は、このような理解に違和感を示す。窪田(上)・前掲注(1)66 頁も参照）。

人は、権利を承継する立場——債権譲渡の譲受人に相当する立場——にあるため、虚偽の通知がなされることを可及的に防止する必要がある。そこで、取得相続人による通知には、遺産分割の内容を明らかにすることが要件とされる。具体的には「遺産分割協議書の原本や公証人作成に係る正本又は謄本、裁判所書記官作成に係る調停調書や審判書の正本又は謄本のように、遺産分割の内容について債務者に疑義を生じさせない程度の客観性のある書面を示す必要がある⁽⁴⁹⁾」ものとされる。

この民法 899 条の 2 第 2 項は、債務者対抗要件（民法 467 条 1 項）の特則に過ぎないため、第三者対抗要件（民法 467 条 2 項）との関係では、確定日付のある証書による通知が必要となる⁽⁵⁰⁾。上述の「遺産分割の内容について債務者に疑義を生じさせない程度の客観性のある書面を示す」こととは別に、取得相続人は、内容証明郵便など確定日付のある証書による通知をしなければならない。民法 899 条の 2 第 2 項の要件が充足されるとともに、確定日付のある証書による通知がなされることによって、第三者対抗要件が具備されることになる⁽⁵¹⁾。

イ 民法 899 条の 2 第 2 項の趣旨

民法 899 条の 2 第 2 項を新設した理由について、立案担当者は、主として特定財産承継遺言（や相続分の指定）による権利承継を念頭に説明をしてきた。遺産分割に関連して、立案担当者が指摘するのは、わずかに、取得相続人以外の共同相続人が「対抗要件の具備に協力すべき義務を負わない⁽⁵²⁾」という考え方が、遺産分割に関する判例において「前提とされているようである⁽⁵³⁾」という理解である。しかし、立案担当者がその根拠として挙げるのは、最判平成元年 2 月 9 日民集 43 卷 2 号 1 頁（以下「平成元年判決」という）の調査官解説⁽⁵⁴⁾に過ぎず、十分な論拠を示すものとはいいがたい⁽⁵⁵⁾。

平成元年判決は、遺産分割において、共同相続人の 1 人が法定相続分より多い遺産の分割を受ける代わりに、実母と同居し、身の回りの世話をする債務などを負担することが合意されたにもかかわらず、当該共同相続人が当該債務の履行を怠ったという事案において、他の共同相続人が民法 541 条に基づいて遺産分割協議を解除することを否定した。その理由とされるのが、「遺産分割はその性質上協議の成立とともに終了」すること（遺産分割協議によって相続人間で新たに生じた債権債務関係が残るだけであること）と、遺産分割協議の法定解除を認めると「法的安定性が著しく害されること」である。調査官解説は、前者の理

(49) 堂蘭＝野口編・前掲注(1)168 頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)146 頁。

(50) 堂蘭＝野口編・前掲注(1)168 頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)145 頁。

(51) 潮見ほか・前掲注(1)28 頁〔堂蘭幹一郎〕、潮見編・前掲注(1)8 頁〔白石大〕、潮見ほか編・前掲注(1)7 頁〔水津太郎〕。

(52) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)145 頁。

(53) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)146 頁注 2。

(54) 河野信夫「判解〔最判平成元年 2 月 9 日民集 43 卷 2 号 1 頁〕」最判解民事篇平成元年度 1 頁。

(55) 金子②・前掲注(2)280 頁（既に金子①・前掲注(2)33 頁注 17 において、遺言執行者の権限との関係で問題点が指摘されていた）。

由付けを敷衍して、遺産分割協議に無効・取消原因が存在しない場合には「遺産分割はその瑕疵なき協議の成立とともに終了し、後は協議内容に従った相続人間の遺産の引渡、登記手続等の履行の問題が残されるのみとなる」としつつ、「共同相続人間でこれを訴求する場合の訴訟物は物権的請求権として構成される」と説明する⁽⁵⁶⁾。改正法の立案担当者は、この叙述から、遺産分割に基づいて、共同相続人が取得相続人に対抗要件を具備させる義務を負うことはないという理解を導いたものと推測される。

しかしながら、平成元年判決の調査官解説が意図していたのは、遺産分割協議の法定解除を否定した判決の結論を正当化することであったといえ、その論述を過度に一般化すべきではないと考えられる。まず、本件では、取得相続人の対抗要件具備が問題となったわけではないので、この点を射程に含めて判例を理解する必然性はない。むしろ、本件で不履行が問題とされた債務の性質や、判決の挙げる後者の理由（法的安定性の保障）を重視して、遺産分割協議の法定解除の否定を正当化する理解もあり得る⁽⁵⁷⁾。さらに、立案担当者の理解によれば、改正法施行前において、遺産分割によって債権を承継した取得相続人は、他の共同相続人が任意で通知を行わない場合（そして、債務者が任意で承諾をしない場合）には、債務者対抗要件を具備できないことになってしまう。そのような帰結を平成元年判決の調査官解説が意図していたのか、また、そのような帰結を導く判例理解が適切であるかには疑問があるといわざるを得ない。むしろ、前述したところに従い（(a)イ）、遺産分割による債権の承継について、取得相続人以外の共同相続人は、取得相続人の権利承継を完全なものとする義務を負い、その一環として、対抗要件を具備させる義務を負担するものと解すべきように思われる。

そして、このような考え方による場合には、民法 899 条の 2 第 2 項の立法趣旨をいかに理解するかが問題となる。この点については、遺産分割の登記に関する検討が参考になる。すなわち、取得相続人以外の共同相続人が債務者への通知を行う義務を負うことを前提としつつ、共同相続人が義務履行に同意していることを示す書面（遺産分割協議書又は遺産分割協議の内容を確認した各相続人の書面）や共同相続人の義務の存在を公的に確認する書面（調停調書又は審判書の謄本）が存在することを根拠として、例外的に、取得相続人が債務者に単独で通知を行うことが許容されると解するのである。民法 899 条の 2 第 2 項が、取得相続人の通知について、遺産分割の内容を明らかにすることを要求するのも、以上の趣旨を明文化したものと考えられるのである（遺産分割の内容を明らかにする方法についても、以上の趣旨に即して解釈されるべきことになる）。

こうして、債権を承継した取得相続人は、民法第 899 条の 2 第 2 項に基づいて、自ら債務者への通知をすることができるほか、他の共同相続人に対し、債務者への通知を求める権

(56) 河野・前掲注(54)6頁。

(57) 平成元年判決をめぐる議論状況については、沖野眞巳「判批〔最判平成元年2月9日民集43巻2号1頁〕」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続〔第2版〕』（有斐閣・2018年）142-143頁参照。

利を有し、訴えをもって強制できる。前者の手段が認められる以上、後者の手段が用いられる場合は必ずしも多くないと考えられるが、例外的に、遺産分割の内容を明らかにすることができない（直ちにできない）事情が存在する場合などには、取得相続人に後者の手段を認める意義があるといえる。

c 預金契約の承継と遺産分割の内容の実現

次に、預金契約の承継についてみていこう。遺産分割が被相続人の財産の最終的な帰属を決定する手続であることからすれば、ある普通預金を取得相続人に承継させるという遺産分割は、預金債権のみならず、預金契約上の地位をも、取得相続人に承継させることを内容とするものと考えられる。もっとも、預金契約の移転には金融機関の承諾が必要とされる（民法 539 条の 2）。金融機関が、遺産分割協議書などを確認したうえで、預金契約の承継を承諾した場合には、取得相続人は、預金契約の当事者として預金の払戻しを請求できる（預金契約の解約を申し入れることもできる）。

他方、金融機関の承諾がなければ、預金契約は共同相続人に承継されるので、取得相続人は、預金の払戻しを受けるために、他の共同相続人の協力を要することになる。この点でも、他の共同相続人は、取得相続人に対して、遺産分割による権利の承継を完全なものとする義務を負うものと解される⁽⁵⁸⁾。

そのことを前提としつつ、取得相続人が「遺産分割協議書の原本や公証人作成に係る正本又は謄本、裁判所書記官作成に係る調停調書や審判書の正本又は謄本」などを金融機関に提示した場合には、取得相続人が、単独で、預金の払戻しを請求し、預金契約の解約を申し入れることを認めて良いものと考えられる。これらの書面は、他の共同相続人が義務履行に同意していることや、他の共同相続人の義務の存在が公的に確認されていることを示すものだからである⁽⁵⁹⁾。その結果、取得相続人が民法 899 条の 2 第 2 項に基づく通知を行う場合には、それと併せて、預金契約上の地位に基づく権限の行使が許されることになる。取得相続人は、普通預金の承継に関する遺産分割の内容を、単独で実現できるのである。

（２）特定財産承継遺言

① 預金債権の承継

以上の検討を前提として、特定財産承継遺言によって、共同相続人の一部の者（以下「受益相続人」という）が普通預金を承継する場合の検討に移ることにしよう。

まず問題となるのが、譲渡制限の意思表示の効力により、預金債権の承継が妨げられるか否かである。遺言者が遺言によって預金債権を承継する主体を決定するという意味では、特

(58) 森田・前掲注(2)19 頁は、預金の払戻しに協力しない共同相続人が存在する場合、取得相続人は、訴えをもって同意を強制できるとする。

(59) 森田・前掲注(2)19-20 頁。

定財産承継遺言は遺贈に類似する。それゆえ、遺贈について、譲渡制限の意思表示の効力が及ぶのであれば（２（１）①）、特定財産承継遺言についても、同様に解すべきようにも思われる。

しかし、遺贈と異なり、特定財産承継遺言は遺言者による遺産分割方法の指定であり、預金債権を承継する主体は相続人に限られる。受益相続人は、相続人としての地位に基づいて、預金債権を承継する（受益相続人が相続放棄をすれば、相続人としての地位を失うので〔民法 939 条〕、預金債権を承継できないことになる）。そして、遺産分割による預金債権の承継について述べたように（（１）② a）、相続人の一部の者に預金債権が承継される限りでは、金融機関が、債権者を固定するために、譲渡制限の意思表示を主張することはできないものと解すべきである。それゆえ、特定財産承継遺言による預金債権の承継が譲渡制限の意思表示によって妨げられることはなく、受益相続人は、金融機関の承諾なしに、預金債権を承継できることになる。

② 預金債権承継の対抗

a 対抗要件具備の要否

次に、特定財産承継遺言による権利承継の対抗について、改正法は、従前の判例法理と異なり、対抗要件の具備を要することとした。改正法施行前の判例では、相続分の指定による権利承継について対抗要件（不動産登記）の具備が不要であることを前提として⁽⁶⁰⁾、最判平成 14 年 6 月 10 日家月 55 卷 1 号 77 頁（以下「平成 14 年判決」という）が、「相続させる」旨の遺言による財産承継についても、「法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはない」として、対抗要件の具備を不要とした。これに対して、民法 899 条の 2 第 1 項は、特定財産承継遺言などの「相続による権利の承継」によって、法定相続分を超える権利を承継したことを対抗するために⁽⁶¹⁾、受益相続人は、「登録その他の対抗

(60) 最判平成 5 年 7 月 19 日家月 46 卷 23 頁。

(61) 民法 899 条の 2 第 1 項は、法定相続分を「超える部分について」対抗要件の具備を要すると規定する。立案担当者は、その意味するところについて、「法定相続分を超える権利を取得した受益相続人が法定相続分を超える部分に対応する対抗要件を備えれば、その全体について第三者に対抗することができるという趣旨を含むものではなく、受益相続人が法定相続分を超える権利の取得を第三者に対抗するためには、その取得した権利の全体について登記等の対抗要件を備える必要がある」と説明する（堂菌＝神吉編・前掲注(1)143-144 頁注 5。堂菌＝野口編・前掲注(1)162 頁も同旨）。この説明によれば、受益相続人は、相続により承継した権利全体について対抗要件を備えなければ、権利全体の承継を第三者に対抗できないが、法定相続分に応じた限度では、対抗要件の具備なしに第三者に対抗できるという意味において、民法 899 条の 2 第 1 項の上記の文言が意味を有することになる。

これに対して、水野・前掲注(2)70 頁は「この説明が本当に成り立つのかは 1 つの問題であろう」という懐疑的な見方を示す。その一方で、水野・前掲注(2)69 頁は、特定財産承継遺言について、法定相続分の承継とそれを超える部分の承継を区別して理解する立場（窪田(上)・前掲注(1)66 頁、窪田ほか②・前掲注(1)84 頁〔窪田充見〕参照）に対して、「同一の遺言によって生じる法律関係について、部分的には対抗問題として扱う一方で、部分的には無権利の法理に依拠したのと同じ結論になるというのは、不透明な法律構成である」と批判する。

特定財産承継遺言が 1 つの権利承継行為である以上、それを 2 つの原因に分けて理解することは困難であるように思われる（水津・前掲注(2)51 頁参照）。さらに、例えば、債権の承継について、

要件」を備えなければならないとしたのである⁽⁶²⁾。

その理由について、立案担当者は、不動産の承継を念頭において、従前の判例法によれば受益相続人に登記を行うインセンティブが働かず、取引の安全を害し、登記制度への信頼が損なわれるおそれがあるという問題を指摘するほか⁽⁶³⁾、被相続人の債権者・債務者の保護の必要性を挙げる。すなわち、相続分の指定や特定財産承継遺言による権利承継の対抗を対抗要件の具備なしに認めると、「遺言の内容及び有無を知る手段を有していない相続債権者や被相続人の債務者に不測の損害を与えるおそれがある⁽⁶⁴⁾」とされるのである。ここでは、相続開始後に受益相続人以外の共同相続人から相続財産を取得した第三者の保護の要請は挙げられていない⁽⁶⁵⁾。また、相続人の債権者の保護の必要性に関する言及もない。立案担当者が対抗要件主義を採用する根拠として挙げるのは、被相続人と生前に法律関係を有していた者の保護の要請のみである⁽⁶⁶⁾。その前提には、「相続の前後で相続債権者や被相続人の

「法定相続分を超える部分に対応する対抗要件」を具備することが制度上可能であるかは疑問である。それゆえ、この点の解釈については、立案担当者の説明に従うべきものと解される。

- (62) 民法第 899 条の 2 第 1 項の新設を契機として、学説上は、相続の場面における不動産承継の対抗に関する議論が活発化している。そこでは、民法 899 条の 2 第 1 項の内容を、それが前提とする立案担当者の見解を含めて、総合的に理解することが試みられる一方で（水津・前掲注(2)50-54 頁）、同項の内容や立案担当者の説明を批判して、望ましい不動産承継の対抗の在り方を提示しようとする見解も存在する。

まず、民法 899 条の 2 第 1 項が、相続による不動産承継に対抗要件主義を必要としたことを批判し、遺贈による不動産承継を含めて、登記の具備を不要とすべきとする見解がある（松尾①前掲注(2)189-190 頁、田高①・前掲注(2)42 頁、松尾②・前掲注(2)12-13 頁、田高②・前掲注(2)28-29 頁、永沼・前掲注(2)101-102 頁）。第三者保護については、民法 94 条 2 項類推適用などによって図ることが提案される（田高①・前掲注(2)42-45 頁、田高②・前掲注(2)34-35、55-58 頁、永沼・前掲注(2)102 頁。これに対して、松尾①前掲注(2)190 頁、松尾②・前掲注(2)16 頁は、解釈論としての対処の限界を指摘し、紛争を回避するための制度設計の重要性を強調する〔前掲注(4)参照〕。他方、民法 899 条の 2 第 1 項が除外する法定相続分の承継を含めて、相続による不動産承継全般に対抗要件主義を採用したうえで、対抗問題の判断において関係者の利益を実質的に考慮すべきとする見解も有力である（良永・前掲注(2)318 頁、石田①・前掲注(2)68 頁、石田②・前掲注(2)505-511 頁、七戸①・前掲注(2) 962-968 頁、七戸②・前掲注(2)38-40 頁）。

このように、民法 899 条の 2 第 1 項に対しては、正反対の方向から批判が向けられている。しかし、それらの批判学説に共通するのは、権利の承継者（受遺者、受益相続人など）の帰責性の有無・程度や、第三者（共同相続人からの取得者、相続債権者、相続人の債権者など）の保護の必要性の有無・程度など、諸般の事情を考慮して、不動産承継の対抗の可否を決すべきとする態度である。民法 899 条の 2 第 1 項を—その立法論としての当否を措いて—解釈する場合にも、このような実質的利益衡量が重視されるべきように思われる（良永・前掲注(2)312、315 頁は、民法 899 条の 2 第 1 項の立案過程における実質面の議論が抽象論に留まることを批判する）。なお、後掲注(66)も参照。

- (63) 堂藪＝野口編・前掲注(1)160 頁、堂藪＝神吉編・前掲注(1)139 頁。

- (64) 堂藪＝野口編・前掲注(1)160 頁、堂藪＝神吉編・前掲注(1)139 頁。

- (65) 立案担当者は「この改正は、相続開始後に受益相続人以外の相続人から遺産を譲り受けた者の保護を図ることよりも、相続債権者など、相続開始前から利害関係を有していた者の保護を図ることにより重点を置くもの」であるとする（堂藪＝野口編・前掲注(1)161 頁注 3、堂藪＝神吉編・前掲注(1)140 頁注 4）。

- (66) このような理解を強調すれば、相続分の指定や特定財産承継遺言による財産承継を、共同相続人から財産を取得した第三者や共同相続人の債権者に対抗するために、（一定の条件のもとでは）対抗要件の具備を要しないという解釈論もあり得るように思われる。

他方、立案担当者は、相続債権者と相続人の債権者を区別して取り扱うことに消極的である（後掲注 105 及び対応する本文参照）。これに対しては、相続債権者と相続人の債権者とは「利益状況が大きく異なる」ことを理由として批判が向けられている（水野・前掲注(2)69 頁）。相続債権者との比較において、相続人の債権者の要保護性が低いことは、一般的に認められている（潮見ほか編・前掲注(1)73 頁〔白須真理子〕、伊藤・前掲注(2)55 頁、松尾②・前掲注(2)15 頁）。そし

債務者の法的地位については、できる限り変動が生じないようにするのが相当である⁽⁶⁷⁾という理解が存在する。被相続人と生前に法律関係を有していた者には、法定相続に従った権利行使や債務の弁済が認められるべきであり、受益相続人は、これらの者に対して、法定相続と異なる権利関係を主張するために、対抗要件を具備する必要があるとされるのである。

b 対抗要件具備の方法

(a) 不動産

次に、対抗要件具備の方法については、前述の民法 899 条の 2 第 2 項が新設された。特定財産承継遺言との関係における規定新設の意義を理解するために、ここでもまず、不動産登記の実務を確認することから始めよう。

登記実務では、1970 年代から、「相続させる」旨の遺言について、受益相続人が、単独で相続を原因とする所有権移転登記の申請（不動産登記法 63 条 2 項）をできるものとされてきた⁽⁶⁸⁾。登記原因証明情報として、遺言書のほか、被相続人が死亡して相続が開始した事実及び申請人が相続人であることを証する戸籍・除籍謄本を提供すれば良い（相続人全員の戸籍謄本の提供を要しない）とされるので⁽⁶⁹⁾、遺言書の提供ができる限り、受益相続人は他の共同相続人の関与なしに、登記を申請することができる⁽⁷⁰⁾。このような登記実務は、改正法のもとで、特定財産承継遺言による権利承継に対抗要件主義が採用された後も、維持されるものと解されている。問題は、特定財産承継遺言による登記について、単独申請が認められる根拠である。

不動産の権利登記の申請は、登記権利者と登記義務者による共同申請を原則とする（不動産登記法 60 条）。例えば、遺贈の場合には、受遺者と遺贈義務者（相続人など）が共同で所有権移転登記を申請しなければならない⁽⁷¹⁾。その根拠は、登記によって不利益を受ける登記義務者が、登記権利者ととも登記申請を行うことで、登記の真正が担保されることに求められる⁽⁷²⁾。

これに対して、例外的に単独申請が認められる場合について、学説上、2 つ類型の区別が

て、民法 899 条の 2 第 1 項の解釈において、関係者の利益の比較衡量が求められることについては、多くの学説が指摘するところである（前掲注(62)参照）。

なお、相続債権者と相続人の債権者の区別は、「債権とその引当てとなる責任財産の結びつき」（金子②・前掲注(2)265 頁）を前提とした相続制度の構想にも関連する。

(67) 堂蘭＝野口編・前掲注 1 160 頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)139 頁。

(68) 昭和 47 年 4 月 17 日民甲 1442 民事局長通達・登記先例追加編 VI1179 頁。農地について、昭和 47 年 8 月 21 日民甲 3565 民事局長回答・登記先例追加編 V783 頁。

(69) 幸良・前掲注(38)318 頁。

(70) 石田①・前掲注(2)64 頁、金子②・前掲注(2)269-270 頁。

(71) 昭和 33 年 4 月 28 日民甲 779 民事局長心得通達・登記先例追加編 III261 頁。

(72) 清水響編『Q&A 不動産登記法』（商事法務・2007 年）198 頁。山野目章夫『不動産登記法〔増補〕』（商事法務・2014 年）288-289 頁は、共同申請の原則の根拠として、登記の真正を担保することに加え、権利の登記は当事者全員の意思に基づいてなされることを原則とするという原理的要請を挙げる。

指摘されている⁽⁷³⁾。第 1 に、登記権利者と登記義務者の区別を観念できないために、共同申請の余地がない場合である。典型例は、単独相続を原因とする登記申請である（不動産登記法 63 条 2 項）。第 2 に、登記権利者と登記義務者の区別を観念できるものの、単独申請を認めても不実の登記がされるおそれが小さく、むしろ簡易・迅速な申請が要請される場合である。典型例は、判決による登記（不動産登記法 63 条 1 項）である。また、前述した遺産分割の登記（不動産登記法 63 条 2 項）も、遺産分割協議書や遺産分割の調停調書・審判書の存在を理由として単独申請が認められるという意味で、第 2 の類型に属するものと考えられる⁽⁷⁴⁾。

以上を前提として、特定財産承継遺言による登記についてみていくと、受益相続人のほかに、被相続人の法的地位を承継する共同相続人が存在するので、登記権利者と登記義務者の区別を観念することは可能である⁽⁷⁵⁾。とりわけ、改正法が特定財産承継遺言による権利承継に対抗要件主義を採用した結果として、本来、被相続人が負うべき登記義務を、被相続人の地位を承継した（受益相続人を含む）共同相続人全員が負うものと解する必要性が高まったといえる。そうだとすれば、特定財産承継遺言による単独申請が、第 1 の類型に属するものと考えべきではないことになる。

そこで、第 2 の類型として、特定財産承継遺言による単独申請が認められるかが問題となる。前述した、遺産分割の登記の申請については、登記原因証明情報として、遺産分割協議書や遺産分割の調停・審判書の提供が求められるので、共同相続人の関与を通じて、不実の登記がされるおそれを小さくすることができる。これに対して、特定財産承継遺言による登記については、他の共同相続人の関与なしに、受益相続人が登記申請を行いうるので、不実の登記がなされる可能性が相対的に高くなる。登記原因証明書として遺言書などの提供が求められることによって登記の真正が確保されるという理解はありうるものの、遺言の有効性が公的に承認されているわけではない（事後的に遺言の無効が確認されることがありうる）ことからすれば⁽⁷⁶⁾、遺産分割の登記と比較して、不実の登記がなされるおそれは大きいといえるだろう。

そうすると、特定財産承継遺言による登記について単独申請が許される根拠は、遺言者の意思——相続財産に属する不動産を、相続を原因とする限りで、共同相続人の一部に確実に承継させようとする意思——の尊重に求めるべきように思われる。無効な遺言に基づく不実の登記がされるおそれはあるものの、それよりも有効な遺言に基づく受益相続人への権利承継を確実にすることを重視して、受益相続人に簡易・迅速な登記具備の方法が認められて

(73) 石田①・前掲注(2)62 頁。七戸克彦監修『条解不動産登記法』（弘文堂・2013 年）386 頁〔七戸克彦〕も参照。

(74) 石田①・前掲注(2)63 頁。

(75) 石田①・前掲注(2)64 頁。

(76) 松尾①・前掲注(2)190-191 頁、松尾②・前掲注(2)14 頁。

いると考えるのである⁽⁷⁷⁾。

民法 899 条の 2 第 1 項の新設により、改正前の判例法理と比較して、遺言者意思の尊重という要請は、後退することになった⁽⁷⁸⁾。しかし、対抗要件具備の方法との関係では、なお、この要請に一定の法的意義が見出されるのである。

もっとも、以上の論拠に基づいて特定財産承継遺言による単独申請を容認することには、批判がありうる⁽⁷⁹⁾。そのことを踏まえつつも、以下では、ここで述べた理解を前提として、預金債権の承継に関する対抗要件具備の方法の検討に移ることにしたい。

(b) 預金債権

特定財産承継遺言による債権の承継の債務者対抗要件の具備の方法について、改正法は——共同相続人全員による債務者への通知又は債務者による承諾のほか——受益相続人が遺言の内容を明らかにして債務者に通知をすることを認めた（民法 899 条の 2 第 2 項）。遺言の内容を明らかにするには、「債務者に遺言書の原本を提示するか、あるいは、遺言書の写しを提示する場合には、同一内容の原本が存在することについて疑義を生じさせない客観性のある書面によることを要する⁽⁸⁰⁾」ものとされる。遺産分割による債権承継の場合と同様、虚偽の通知がなされることを可及的に防止することが、その趣旨であるが、遺産分割の場合と比較すると、提示すべき書面の作成に共同相続人の関与がないため、虚偽の通知がなされるおそれが大きくなることに注意を要する⁽⁸¹⁾。

民法 899 条の 2 第 2 項新設の趣旨について、立案担当者は、2 つの理由を挙げる。第 1 に、被相続人が死亡し、「相続人もどのような状況の下で遺言がされたか認識していない場合が多く、受益相続人以外の相続人に債務者に対する通知を期待することは困難である場合が多い」ことである。しかし、このような懸念は、遺贈による債権承継にもあてはまるは

(77) もっとも、相続財産に属する不動産を受益相続人に確実に承継させるために、遺言者は、生前から、受益相続人に遺言の内容を知らせるなどの対処をとっておく必要がある（二宮・前掲注(2)10 頁参照）。

(78) 石田①・前掲注(2)66 頁、水野・前掲注(2)69 頁。武川・前掲注(2)21 頁も参照。

(79) 松尾①・前掲注(2)191 頁は、「相続をめぐる法状況を証する強力な資料」を欠くわが国の法制のもとでは、特定財産承継遺言についても、共同相続人による共同申請によるべきものとする（松尾②・前掲注(2)14 頁も参照）。また、金子②・前掲注(2)287 頁は、仮に受益相続人による単独申請を認めるとしても、他の共同相続人の関与を確保するため、登記原因証明情報として、「受益相続人を含む相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書と、相続人全員についての身分関係を示す書類が適用されるべきである」とする。

(80) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)145 頁（堂蘭＝野口編・前掲注(1)168 頁も同旨）。提示すべき書面の具体例として、「公正証書遺言であれば、公証人によって作成された遺言書の正本又は謄本、自筆証書遺言であれば、その原本のほか、家庭裁判所書記官が作成した検認調書の謄本に添付される遺言書の写しや、自筆証書遺言を保管する法務局の遺言書保管官が発行する遺言書情報証明書」が挙げられる。

(81) 潮見ほか・前掲注(1)26 頁〔潮見佳男〕は「遺言という形で文書化されたもの、あるいはそれに相当するもの」を示すことで真正な通知であるとの信用を担保できるとする。これに対して、金子②・前掲注(2)281-286 頁は、ドイツ法・フランス法の議論も紹介しつつ、債権譲渡において譲渡人（受益相続人以外の共同相続人）の関与が重要視されていることを明らかにする。他の共同相続人の関与の度合いの低さという点において、特定財産承継遺言による債権承継の場合には、虚偽の通知がなされるおそれが高いことを認めざるをえないものと思われる。

ずであり、受遺者に同様の通知を認めない理由を正当化することは困難である⁽⁸²⁾。

これに対して、特定財産承継遺言と遺贈を区別する理由として、立案担当者が挙げるのが——先ほども言及した((1)②b(b)イ)——「特定財産承継遺言等の相続を原因とする権利の承継の場合には、遺贈等の特定承継の場合とは異なり、受益相続人以外の共同相続人は対抗要件の具備に協力すべき義務を負わないと考えられている⁽⁸³⁾」ことである⁽⁸⁴⁾。立案担当者は、この考え方の根拠を明らかにしていないが、学説上は、不動産登記実務の影響が指摘されている⁽⁸⁵⁾。すなわち、改正法以前から「相続させる」旨の遺言について、受益相続人が単独で登記を申請できるものとされており、その前提には、「受益相続人以外の共同相続人は対抗要件の具備に協力すべき義務を負わない」という考え方があると理解されるのである。

しかし、登記実務を根拠として、以上の考え方を導出できるかには疑問がある。この考え方は、特定財産承継遺言による単独申請を、前述の第1の類型に位置付けるものと思われる。仮に、相続による承継一般について、登記権利者と登記義務者の区別を観念できないと考えるのであれば、受益相続人以外の共同相続人を登記義務者として観念できないことになり、そのことから、共同相続人は「対抗要件の具備に協力すべき義務を負わない」という帰結が導かれることになりそうだからである。

しかしながら、相続による承継一般について、登記権利者と登記義務者の区別を観念できないわけではない。遺産分割による登記について述べた通り((2)②b(a)イ)、相続を原因とする登記の場合にも、登記義務者の存在を想定することは可能である。そして、従前の判例法理と異なり、特定財産承継遺言について対抗要件主義を採用した改正法のもとでは、被相続人が負うべき登記義務を、被相続人の地位を承継した共同相続人が負うものと解する必要性が高まったといえる。被相続人の地位を承継した共同相続人は、特定財産承継遺言の内容を実現する一環として、受益相続人に対抗要件を具備させる義務を負うことになるのである。それゆえ、「相続させる」旨の遺言について形成されてきた不動産登記実務を根拠として、受益相続人以外の共同相続人が「対抗要件の具備に協力すべき義務を負わない」

-
- (82) そこで、潮見佳男『詳解相続法』(弘文堂・2018年)495頁注33は、債権の特定遺贈についても、民法899条の2第2項を類推適用し、受遺者による通知を認めるべきことを主張する。
- (83) 堂菌=野口編・前掲注(1)166頁、堂菌=神吉編・前掲注(1)144-145頁。実務家・研究者による解説においても、立案担当者の見解に即した説明をするものが多い(東京弁護士会編・前掲注(1)236-237頁〔吉直達法〕、潮見ほか編・前掲注(1)7頁〔水津太郎〕、大村=窪田編・前掲注(1)142頁〔宮本誠子〕、中込・前掲注(1)16頁〔もっとも同82頁には「対抗要件を具備させる義務を負っている相続人」という叙述がある〕。なお、潮見編・前掲注(1)9頁〔白石大〕も参照)。
- (84) 立案担当者は、以上の考え方を前提として、動産に関する対抗要件具備の方法についても、占有者が受益相続人に任意で占有を付与しない限り、受益相続人が「物権的請求権等に基づき、動産を現実に保持している者からの現実の占有を取得すること」を想定するようである(遺産分割に関する平成元年判決の調査官解説について、注56及び対応する本文参照)。これに対して、武川・前掲注(2)24-25頁は、立案担当者の見解を前提とした場合における、動産の対抗要件具備に関する改正法規定の不備を指摘する。また、潮見ほか編・前掲注(1)5頁〔水津太郎〕は、指図による占有移転に関して、民法899条の2第2項の類推適用を主張する。
- (85) 石田①・前掲注(2)65頁、金子②・前掲注(2)280頁。

という考え方を導くのは、適切でないと考えられる。

以上の理解によれば、受益相続人は、他の共同相続人に対し、債務者への通知を求める権利を有し、訴えをもって強制できることになる⁽⁸⁶⁾。それに加えて、民法第 899 条の 2 第 2 項が、受益相続人に債務者への通知権限を付与した趣旨は、不動産登記の単独申請と同様 ((a))、相続を原因として共同相続人の一部の者に特定の債権を確実に承継させようとする遺言者の意思を尊重することにあると解される。

なお、遺産分割による債権承継の場合と同様 ((1) ② b (b)イ)、単独で債務者への通知ができる以上、受益相続人が、他の共同相続人に対して債務者への通知を求める場合は必ずしも多くないと考えられる。しかし、遺言の内容を明らかにできない(直ちに明らかにできない)事情が存在する場合には、受益相続人は、後者の手段によって、債務者対抗要件を具備することができる。そして、受益相続人にそのような対抗要件具備の手段が保障されている以上、民法 899 条の 2 第 2 項の「遺言の内容...を明らかにして」という要件の充足は—前述の立案担当者の説明を前提とするにせよ⁽⁸⁷⁾—厳格に判断されるべきものと解されるのである⁽⁸⁸⁾。

③ 預金契約の承継と遺言内容の実現

続いて、預金契約の承継についてみていこう。まず、遺言者が預金契約を受益相続人に承継させる意思を有していたか否かが問題となる。預金口座の残高全額が特定財産承継遺言の対象とされた場合には、通常、遺言者は預金契約も受益相続人に移転する意思を有していたと考えられる。

もっとも、その場合にも、預金契約の移転には金融機関の承諾が必要となる(民法 539 条の 2)。金融機関が預金契約の移転を承諾した場合には、受益相続人は、預金契約の当事者として預金の払戻しを請求できる(預金口座の解約を申し入れることもできる)。

他方、金融機関の承諾がなければ、預金契約は共同相続人に承継されるので、受益相続人は、預金の払戻しを受けるために、他の共同相続人の協力を要する⁽⁸⁹⁾。他の共同相続人は、特定財産承継遺言を実現するため、受益相続人の権利承継に協力する義務を負うものと解される。この点についても、立案担当者は共同相続人の義務を否定するが⁽⁹⁰⁾、そのような理

(86) 金子②・前掲注(2)281 頁。

(87) これに対して、金子②・前掲注(2)288 頁は、共同相続人の関与の重要性を考慮して(前掲注(81)参照)、「遺言書を示すだけでは足りず、遺言書の内容を承認する旨の文書につき相続人全員から実印の押印を受け、相続人の範囲を示す身分関係書類とあわせて債務者に提示することを要する」とする。前掲注(79)も参照。

(88) 金融機関も、払戻しを行う前提として、適切な書面によって遺言内容が明らかにされたといえるかを判断する必要がある。この点は、通知が虚偽であった場合における表見受領権者への弁済(民法 478 条)に基づく免責の判断(金融機関の過失の認定)にも影響を及ぼすことになるだろう。

(89) 森田・前掲注(2)20 頁。

(90) 立案担当者は、遺言執行者の権限に関する説明のなかで、相続人が「遺言の内容を実現する義務を負うか否か」について「特定財産承継遺言の場合には遺言執行者がなくとも相続人はその義務を負わないが、遺贈の場合には遺言執行者がなければ相続人がその義務を負う」として、特定財

解が適切でないことは、対抗要件の具備について述べたところと同様である。

問題は、受益相続人が、遺言書の原本などを提示することによって、単独で、金融機関に対し、預金の払戻しの請求や預金口座の解約の申入れをできるかである。学説上は、「各共同相続人が、遺言が定める遺産分割方法に拘束されているから、それに従った遺産分割が成立したものと扱われる⁽⁹¹⁾」と考えることにより、受益相続人が預金の払戻しを請求できるとする見解が主張されている。この見解によれば、受益相続人が民法 899 条の 2 第 2 項に基づく通知を行う場合には、それと併せて、預金契約上の地位に基づく権限の行使が許されることになる。

以上の帰結は、遺産分割による債権承継の場合と同様である（(1) ②c）。その一方で、遺産分割の場合には、他の共同相続人が遺産分割協議や家庭裁判所の調停・審判に関与していたため、取得相続人の預金債権行使に協力すべき義務の存在を肯定しやすいのに対して、特定財産承継遺言の場合には、他の共同相続人の関与がなく、遺言書などの提示によって、直ちに受益相続人の権利行使を認めて良いのかという問題が残る。それにもかかわらず、受益相続人による預金契約上の権限行使を認めるためには、ここでもやはり、相続を原因として相続人の一部の者に確実に権利を承継させようという遺言者の意思の尊重を持ち出さなければならないように思われる（それゆえ、この帰結の当否の評価もまた、遺言者の意思をどの程度重視すべきかという価値判断に依存することになる）。

4 遺言執行者がある場合における遺言の実現

(1) 遺贈による普通預金の承継

① 遺言執行者による遺贈の履行

以上の検討を踏まえて、遺言執行者がある場合の検討に移ることにしよう。

まず、遺贈について、改正法は、遺言執行者と相続人の関係に関する規定を新設した⁽⁹²⁾。民法 1012 条 2 項は「遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる」と規定する。立案担当者は、最判昭和 43 年 5 月 31 日民集 22 卷 5 号 1137 頁（以下「昭和 43 年判決」という）が「特定遺贈がされた場合、一次的には相続人が遺贈義務者となるが、遺言執行者がある場合には、遺言執行者のみが遺贈義務者となると判示していた⁽⁹³⁾」という理解に基づき、この判例法理を明文化するものであると説明する。そして、遺言執行者がある場合には、「相続人は遺贈の履行義務を負わない⁽⁹⁴⁾」とするのである。

もっとも、昭和 43 年判決は、不動産の受遺者が、相続を原因とする所有権移転登記をし

産承継遺言と遺贈を峻別する（堂蘭＝野口編・前掲注(1)119 頁注、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)98 頁注 2）。

(91) 森田・前掲注(2)20 頁。

(92) 民法 1012 条 2 項の立案経緯については、生駒・前掲注(2)83 頁、吉永・前掲注(2)97-98 頁。

(93) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)95 頁。堂蘭＝野口編・前掲注(1)114 頁も同旨。

(94) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)95 頁。

た法定相続人に対して訴えを提起した事案について、遺言執行者があることを理由として、法定相続人の被告適格を否定したに過ぎない。それゆえ、この判決から、直ちに、相続人が実体法上、遺贈の履行義務を負わないことが導かれるわけではない。また、昭和 43 年判決は、相続人の被告適格が否定される理由として、遺言執行者がある場合に、相続人の妨害行為が禁止される（相続人の処分権が制限される）ことを挙げるが、後述の通り、改正法は、この点に関する新たな規定を設けており、改正法のもとで判決の論理が維持されるかを検討する必要もある。さらに、そもそも、昭和 43 年判決が相続人の被告適格を否定したことに対して、学説上、有力な批判が存在するところでもある⁽⁹⁵⁾。

民法 1012 条 2 項の立案に際して、これらの問題が十分に検討されたのかには疑問があるが、以下では、同項の立法論としての当否には立ち入らず、遺言執行者がある場合には、遺言執行者のみが遺贈を履行する義務を負うという前提で検討を進めることにしたい。

② 預金債権の承継

預金債権が遺贈の対象とされた場合、前述のように（2（1）①）、譲渡制限の意思表示の効力により、受遺者への預金債権の承継は生じないのが原則である。預金債権は、法定相続人に承継されることになる。

しかし、遺言者の意思が、預金口座の残高に対応する金銭を受遺者に与えることにあつたと解釈できる場合には、遺言執行者は、受遺者に当該金銭を引き渡す義務を負う。この場合、遺言執行者は、「遺言の内容を実現するため、…遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」（民法 1012 条 1 項）ので——遺言者が別段の意思を表示した場合を除き——金融機関に対して、受遺者への預金の払戻しや受遺者の指定する預金口座への振込みを指図することができるものと解すべきである⁽⁹⁶⁾。つまり、遺言執行者は、自らが遺言執行者であることを遺言書の提示などを通じて金融機関に示したうえで、相続人に帰属する預金契約上の地位に基づく権限を行使できると考えられるのである。

他方、遺言執行者が、任意に遺贈を履行しない場合には、受遺者は——民法 1012 条 2 項によれば、法定相続人ではなく——遺言執行者に対して、以上のような形で、遺贈を履行することを請求することができ、訴えをもって強制することができる。遺言執行者が、適切に遺贈義務を履行しなかった場合には、損害賠償義務を負うこともありうるのである。

③ 預金債権承継の対抗

a 改正前の判例法理

次に、金融機関が、遺言書の確認などを通じて、遺贈による権利承継に確証を得て、預金

(95) 学説の議論状況については、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第 2 版補訂版〕』（2013 年・有斐閣）272-273, 278-280 頁。

(96) 遺言執行者による遺贈義務の履行の方法については、後掲注 110 及び対応する本文参照。

債権の承継を承諾した場合には、預金債権は受遺者に承継される。そして、その場合には、預金債権承継の対抗が問題となる。

改正法施行前の判例では、遺言執行者がある場合、受遺者は対抗要件を具備することなく、権利承継を第三者に対抗できるものとされていた。最判昭和 62 年 4 月 23 日民集 41 卷 3 号 474 頁は、遺言執行者がある場合に「相続人が、同法〔民法〕一〇一三条の規定に違反して、遺贈の目的不動産を第三者に譲渡し又はこれに第三者のため抵当権を設定してその登記をしたとしても、相続人の右処分行為は無効であり、受遺者は、遺贈による目的不動産の所有権取得を登記なくして右処分行為の相手方たる第三者に対抗することができる」とした。遺言執行者がある場合には、相続人は遺贈対象財産の処分権を失うので、相続人の取引相手方が当該財産を取得することはなく、受遺者は、遺贈による権利承継の対抗に対抗要件の具備を要しないとされたのである。この論理によれば、相続人の処分権が否定される遺贈目的物に対して、相続人の債権者が差押えなどの権利行使をすることもできないものと解される⁽⁹⁷⁾。

b 改正法による規定の新設

(a) 民法 1013 条 2 項の内容と趣旨

これに対して、改正法は、従前の判例法理を改める規定を新設した⁽⁹⁸⁾。まず、民法 1013 条 2 項は、遺言の執行を妨げる相続人の行為を無効としつつ、「ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない」と定める。「遺言の内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る⁽⁹⁹⁾」ことが、改正の趣旨であると説明される。相続人から遺贈対象財産を取得した第三者が、「遺言執行者があり、その財産の管理処分権が遺言執行者にあることを知らなかった⁽¹⁰⁰⁾」場合には、相続人の処分権の不存在という瑕疵が治癒され、第三者は当該財産を取得することができる⁽¹⁰¹⁾。その結果、受遺者と第三者は対抗関係に立つことになり、受遺者は先に対抗要件を具備しない限り、遺贈による財産承継を第三者に対抗できないことになる。

(97) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)154 頁注 1 参照。これに対して、中込・前掲注(1)77 頁は、「相続人とは異なり、相続人の債権者については、遺言執行者がいることによって権利が制限される理由がない」という理解を前提として、後述する民法 1013 条 3 項は、この点を明文化したに過ぎず、実務上「大きな影響はない」(同 78 頁)と説明する。

(98) 民法 1013 条の立案経緯については、金子①・前掲注(2)34-35 頁、生駒・前掲注(2)84 頁、吉永・前掲注(2)95-96 頁。

(99) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)155 頁。

(100) 堂蘭＝神吉編・前掲注(1)156 頁。

(101) 第三者が保護されるための要件が善意のみであり、善意・無過失ではないのは、「第三者に遺言の内容に関する調査義務を負わせるのは相当でない」という考慮に基づくものである(中間試案の補足説明 49 頁)。もっとも、過失の認定が関係者の様々な事情を考慮する場として機能しうることからすれば、民法 1013 条 1 項ただし書が第三者の善意のみを要件としたことが、はたして妥当であったのか疑問も残る。なお、松尾①・前掲注(2)199 頁は、遺言執行者の存在を確認できる制度などの整備を前提としつつも、第三者保護の要件として、善意・無過失を要求すべきとする。「善意だけでは、第三者に何らの警戒も求めず、ほぼすべての第三者を保護することになって、1013 条の意味がなくなる」からである(松尾②・前掲注(2)14 頁も参照)。

もっとも、預金債権については、譲渡制限の意思表示により、金融機関の承諾なしに、法定相続人が預金債権を第三者に処分できないという事情が存在する。それゆえ、預金債権の遺贈との関係では、民法 1013 条 2 項が適用される場面は多くないものと思われる。

(b) 民法 1013 条 3 項の内容と趣旨

これに対して、預金債権の遺贈について、より重要な問題といえるのが、預金債権に対する相続人の債権者の権利行使である。この点について、民法 1013 条 3 項は「前二項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない」と規定する。相続人の債権者は——遺言執行者があることを知っているか否かにかかわらず——相続財産に対して権利を行使することができる。債権者による権利行使の具体例としては、強制執行や相殺のほか、「被相続人名義の不動産について差押え等をする前提として代位による相続登記をすること⁽¹⁰²⁾」なども含まれると説明されている。

従前の判例法理を改める理由として、立案担当者は、「相続の開始によって、相続債権者の法的地位に著しい変動を生じさせるのは必ずしも相当でないこと」、及び、従前の判例法理によれば、民法 899 条の 2 第 1 項の新設により、相続による承継について「対抗要件主義を適用することとした意義がかなりの程度没却されること」を挙げる⁽¹⁰³⁾。遺贈との関係で問題となるのは、主として前者の理由であり、被相続人と生前に法律関係を有していた者が不当に不利益を受けないようにする必要があるのは確かである⁽¹⁰⁴⁾。預金債権の遺贈の場合にも、例えば、預金債権を引当てに貸し付けを行っていた金融機関の相殺期待は保護されてしかるべきと考えられる。

しかしながら、民法 1013 条 3 項は、被相続人の債権者（相続債権者）のみならず、相続人の債権者による権利行使も認める。その理由について、立案担当者は、「民法上、相続債権者と相続人の債権者の法的取扱いを区別しているのは限定承認、財産分離及び相続財産破産の場合に限定されている」としたうえで、「相続債権者と相続人の債権者とで取扱いを変えることとすると、民事執行等の場面において法律関係が過度に複雑になる」という問題を指摘する⁽¹⁰⁵⁾。手続的な裏付けがないなかで、法律関係の複雑化を避けることが、相続人の債権者による権利行使を肯定した理由とされるのである。

ここでは、相続人の債権者には、相続債権者ほどの要保護性が認められないことが前提とされている。それゆえ、相続人の債権者による権利行使について、受遺者との対抗関係を認めるべきであるかには疑問もある。この点を留保しつつ⁽¹⁰⁶⁾、預金債権が遺贈された場合に

(102) 部会資料 25-2・19 頁。

(103) 堂藪＝野口編・前掲注(1)175 頁注 3、堂藪＝神吉編・前掲注(1)157 頁。

(104) 民法 899 条の 2 第 1 項が新設された根拠についても、立案担当者は、被相続人と生前に法律関係を有していた者の保護の必要性を挙げていた（3（2）②a）。

(105) 堂藪＝野口編・前掲注(1)175 頁注 3、堂藪＝神吉編・前掲注(1)157 頁。

(106) 民法 1013 条 3 項の解釈として、相続人の債権者との関係では、受遺者は（一定の条件のもとで）対抗要件の具備なしに自らの権利承継を対抗できると解することにより、同項の一部を空文化す

おける遺言執行者の義務についてみていこう。

c 遺言執行者の義務

まず、債務者対抗要件との関係では、預金債権の承継について、金融機関は、遺言書などの確認を行ったうえで承諾をしている以上——前述のように(2(2))——通常は、同時に、債務者対抗要件としての承諾を行っているものと考えることができる。

他方、第三者対抗要件については、別途、その具備が必要となる。相続債権者が預金債権を差し押さえるなどして、受遺者との対抗関係が生じた場合には、受遺者は、第三者対抗要件を具備していない限り、権利承継を債権者に対抗することができない。そこで、受遺者への権利承継を完全なものとするため、遺言執行者がある場合には——相続人でなく——遺言執行者が、金融機関に対して、確定日付のある証書による通知を行う義務を負うことになる。遺言執行者が、適切に通知を行わなかった場合には、損害賠償義務を負うことがありうる(107)。

なお、遺言執行者は、遺言執行者としての資格に基づいて通知を行うので、金融機関に対して自らが遺言執行者であることを示す必要があると考えられる。金融機関は預金債権の承継を承諾する前提として、遺言書を確認するのが通常であると考えられ、その際に遺言者による遺言執行者の指定を確認していた場合には問題は少ないが、例えば、家庭裁判所によって遺言執行者が選任された場合(民法1010条)には、遺言執行者は、家庭裁判所による遺言執行者選任の審判書などを提示することで、自らの法的資格を明らかにする必要があると考えられる。また、そうすることによって、遺言執行者を称する者による虚偽の通知を可及的に防止することができるものと解される。

④ 預金契約上の権限の行使

受遺者が、預金債権を承継し、対抗要件を備えた場合でも、預金の払戻しには預金契約の承継が必要となる。金融機関が預金契約の移転を承諾した場合には(民法539条の2)、受遺者は、預金の払戻しを金融機関に請求することができる。

これに対して、金融機関の承諾がなければ、受遺者は預金の払戻しを請求できないため、受遺者は遺言執行者に遺贈義務の履行を求めることになる。この場合にも——遺言者が別段の意思を表示していた場合を除き(108)——遺言執行者は、「遺言の執行に必要な一切の行為を

することも考えられる。なお、前掲注(66)も参照。

(107) 増田・前掲注(2)44頁は、民法1013条2項及び3項の新設により、遺言執行者は「従来以上に執行を迅速に行うほか、十分に執行妨害行為を防止する手段を講じる必要が生じる」ことを指摘する(鈴木・前掲注(2)54頁、片岡・前掲注(2)60頁、生駒・前掲注(2)85頁、倉持・前掲注(2)50, 51, 55頁も参照)。正当な指摘であるといえよう。

(108) 潮見・前掲注(82)444頁注49は、法制審議会の審議内容として、遺言によって「預金の払戻し権限・解約権限が遺言執行者に与えられていないときは、受遺者が当該預金の払戻し権限・解約権限を有する」と説明する(大村=窪田編・前掲注(1)107頁〔羽生香織〕も参照)。しかし、受遺者は、預金契約を承継しない限り、金融機関に預金の払戻しを請求することはできず、預金契約の

する権利」(民法 1012 条 1 項)として、相続人に帰属する預金契約上の地位に基づく権限を行使できるものと解される⁽¹⁰⁹⁾。具体的な方法としては、遺言執行者自身が預金の払戻しを受けたうえで、受益相続人に金銭を交付することのほか、金融機関に対して、受益相続人への預金の払戻しや受益相続人の指定する預金口座への振込みを求めることが考えられる。そして、遺言執行者が払戻しを受けた預金を着服するおそれがあること——遺言執行者が相続人である場合などにそのおそれが大きいこと——を勘案すれば、実務上の対応としては、受益相続人への直接の払戻しや指定口座への振込みによる方が望ましいものと解される⁽¹¹⁰⁾。

(2) 特定財産承継遺言による普通預金の承継

① 預金債権の承継

最後に、遺言執行者がある場合における特定財産承継遺言による普通預金の承継についてみていこう。

特定財産承継遺言による承継の場合、受益相続人は、金融機関の承諾なしに、預金債権を承継する(3(2)①)。遺言執行者は、受益相続人への預金債権承継について義務を負うわけではない。

② 預金債権承継の対抗

a 民法 1014 条 2 項の内容

次に、受益相続人は、預金債権の承継を対抗するために、対抗要件の具備を要する(3(2)②a)。この点は、遺言執行者がある場合も同様である(民法 1013 条 2 項、3 項)。

このことを前提として、改正法は、遺言執行者が対抗要件具備に必要な行為をできることを明文化した⁽¹¹¹⁾。民法 1014 条 2 項は、特定財産承継遺言による権利承継について、「遺言執行者は、当該共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる」と規定する。債権の承継についていえば、遺言執行者は、債務者に対する通知を行うことで債務者対抗要件を具備することができ、また当該通知を確定日付ある証書によって行うことで第三者対抗要件を具備することができる。この規定

当事者である相続人に対して預金の払戻しを請求しなければならないことになると考えられる(預金契約の解約申入れも契約当事者である相続人が行うべきものと解される)。この場合には、預金の遺贈との関係では、遺言執行者がいないことになるので、民法 1012 条 2 項の適用はなく、相続人が遺贈義務を履行すべきことになる。

(109) 増田・前掲注(2)43 頁も、遺言者の通常の意味に基づき、遺言執行者に「払戻請求及び解約申入れの権限が認められる」とする。

(110) 潮見ほか・前掲注(1)22 頁〔藤原彰吾〕が「遺言執行者に払戻権限を与えるということは、相続人に払戻権限を与えるのと同じことになってしまっていて、それはいかがなものか」と指摘するのも、同様の懸念を示すものと考えられる。特定財産承継遺言にも同様の問題が存在する(後掲注 130 参照)。

(111) 民法 1014 条 2 項の立案経緯については、金子①・前掲注(2)33 頁、生駒・前掲注(2)83 頁、吉永・前掲注(2)99-100 頁、金子②・前掲注(2)274-277 頁。

は、遺言者の意思の推定規定であり（民法 1014 条 4 項）、その前提には、特定財産承継遺言をする遺言者であれば、通常、遺言執行者によって対抗要件が具備されることを期待していると解されるという考え方があるといえる。

なお、前述のように、受益相続人が、民法 899 条の 2 第 2 項に基づいて、債務者への通知を行う場合には、遺言の内容を明らかにする必要がある。これに対して、遺言執行者の通知については、そのような要件が課されていない。その理由について、立案担当者は、「遺言執行者は、被相続人の意思に基づいて遺言の内容を実現すべき職務を有する者であり、遺言執行者において自らの法的資格を証明しさえすれば足り、虚偽の通知を防止する必要性に乏しいこと⁽¹¹²⁾」を挙げる。もっとも、遺言執行者が「自らの法的資格を証明」するには、自らが遺言執行者であることに加えて、問題となる債権が特定財産承継遺言の対象とされていることを証明する必要があると考えられる。そうだとすると、遺言執行者は、遺言書の原本などを債務者に提示しなければならなくなる。そして、そのように解することで、虚偽の通知の可及的防止につながるものと解される。

b 民法 1014 条 2 項の趣旨

民法 1014 条 2 項が新設された理由について、立案担当者は、「相続登記の促進を図る効果⁽¹¹³⁾」があることに加えて、改正法が、特定財産承継遺言について対抗要件主義を採用したこと（民法 899 条の 2 第 1 項）を挙げる。この指摘は、「相続させる」旨の遺言に関する判例・不動産登記実務の動向⁽¹¹⁴⁾を踏まえたものといえる。

「相続させる」旨の遺言の法的性質を明らかにした平成 3 年判決の後、不動産登記実務では、遺言執行者が登記申請権限を有しないと理解されるようになった⁽¹¹⁵⁾。そして、最判平成 7 年 1 月 24 日集民 174 号 67 頁（受益相続人が遺言執行者に対して登記申請の懈怠を理由とする損害賠償を請求した事案。以下「平成 7 年判決」という）は、受益相続人が単独で所有権移転登記手続をできることを理由として、「遺言執行者は、遺言の執行として右の登記手続をする義務を負うものではない」と判示した。

その一方で、判例は、受益相続人に登記を具備させることが、遺言執行者の職務権限に属することを認める。最判平成 11 年 12 月 16 日民集 53 卷 9 号 1989 頁（「相続させる」旨の遺言の対象とされた不動産の所有権移転登記を経由した法定相続人に対して、遺言執行者が、受益相続人への移転登記を請求した事案。以下「平成 11 年判決」という）は、不動産取引における登記の重要性に鑑みれば、「相続させる遺言による権利移転について対抗要件

(112) 部会資料 23-2・21 頁。

(113) 堂蘭＝野口編・前掲注(1)116 頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)96 頁。

(114) 詳細については、加毛・前掲注(2)72-74 頁。

(115) 質疑応答 7200・登研 523 号 140 頁（1991 年）。それ以前には、「相続させる」旨の遺言について、遺言執行者は相続を原因とする移転登記を単独で申請できるものと考えられていた（質疑応答 6220・登研 424 号 221 頁〔1982 年〕）。

を必要とすると解すると否とを問わず⁽¹¹⁶⁾、受益相続人に「不動産の所有権移転登記を取得させることは、民法一〇一二条一項にいう「遺言の執行に必要な行為」に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当である」とする。そのうえで——平成7年判決との整合性を意識しつつ——受益相続人が単独で登記申請をできることから「不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない」とする。しかし、他の共同相続人による所有権移転登記など「遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には」、遺言執行者は、遺言執行の一環として、所有権移転登記の抹消登記請求や受益相続人への移転登記請求をすることができるとした。この場合には、遺言執行者の職務権限が顕在化するものと考えられるのである。そして、この判決を受けて、不動産登記実務では、遺言執行者による抹消登記請求又は移転登記請求を認容する判決が下された場合には、遺言執行者が判決書を添付して抹消登記又は移転登記を申請できるものとされることになったのである⁽¹¹⁷⁾。

以上の判例・登記実務の展開を前提として、立案担当者は、改正法が特定財産承継遺言について対抗要件主義を採用したことから、「遺言執行者において、遺言の内容を実現するためにも、速やかに対抗要件の具備をさせる必要性が高まったといえる⁽¹¹⁸⁾」として、遺言執行者が対抗要件を具備させる権限を有することを明らかにするために、民法1014条2項が新設されたと説明する。また、不動産登記実務に関しても、民法1014条2項の新設に伴い、改正法施行後になされた特定財産承継遺言については、「遺言執行者は、単独で、相続による権利の移転の登記を申請することができるようになると考えられる⁽¹¹⁹⁾」とするのである。

c 遺言執行者の義務

以上の説明を前提として問題となるのが、遺言執行者が受益相続人に対抗要件を具備させる権限を有するのみならず、義務を負うか否かである。

この点について、民法1014条2項の「文言上、遺言執行者に対して、第三者対抗要件具備の義務まで負わせるものではない⁽¹²⁰⁾」という理解が示されている。また、遺言執行者が義務を負わないことを前提としつつ、弁護士などの専門家が遺言執行者になる場合に限り、対抗要件具備に関する「事実上」の責任を負うとする見解も存在する⁽¹²¹⁾。これらの見解の前提には、受益相続人が単独に対抗要件を具備できる以上、遺言執行者に対し、受益相続人に対抗要件を具備させる義務を負わせる必要はないという理解があるものと考えられ

(116) 「相続させる」旨の遺言による権利承継の対抗に対抗要件の具備を不要とした平成14年判決を受けた判示と考えられる（3（2）②a）。

(117) 質疑応答7787・登研672号177頁（2004年）。

(118) 堂蘭＝野口編・前掲注(1)116頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)96頁。

(119) 堂蘭＝野口編・前掲注(1)117頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)96頁。

(120) 東京弁護士会編・前掲注(1)203頁〔五島丈裕〕。大村＝窪田編・前掲注(1)107頁〔羽生香織〕も参照。

(121) 倉持・前掲注(2)52頁（不動産承継の場合）、53頁（債権承継の場合）。

る⁽¹²²⁾。

しかしながら、次のような事情を考慮すれば、遺言執行者は受益相続人に対して、対抗要件を具備させる義務を負うものと解すべきである⁽¹²³⁾。まず、遺言執行者が対抗要件の具備に関する権限を有するのみで、義務を負わないとするのでは、受益相続人に対する対抗要件具備の実効性が損なわれる。立案担当者が指摘する「相続登記の促進を図る効果」も薄れることになるだろう。

また、前述のように、特定財産承継遺言の場合に、受益相続人以外の共同相続人は、受益相続人への権利承継を完全なものとする義務の一環として、対抗要件の具備に協力する義務を負うものと解される（3（2）②b（b））。そうだとすれば、遺言の内容の実現を職務とする遺言執行者も、受益相続人に対抗要件を具備させる義務を負うものと解すべきであろう。

さらに、受益相続人が単独で対抗要件を具備できることも、遺言執行者の義務を否定する理由にはならないと考えられる。例えば、預金債権の承継について、受益相続人が遺言の内容を明らかにできない（直ちに明らかにできない）場合があるとすれば、常に民法 899 条の 2 第 2 項に基づく通知を（迅速に）行うことができるわけではない。そのような場合には、受益相続人が、遺言執行者に対して、債務者への通知を請求することを認めることに意味がある⁽¹²⁴⁾。遺贈による債権承継の場合には、遺言執行者が債務者への通知義務を負う以上（（1）③c）、特定財産承継遺言の場合に、遺言執行者の通知義務を否定する理由はないものと考えられる⁽¹²⁵⁾。

そして、遺言執行者に対抗要件具備義務を課すとしても、遺言執行者の職務懈怠について判断するうえでは、受益相続人が単独で対抗要件を具備する権限を有していたという事情を考慮に入れることは可能である。それゆえ、遺言執行者の義務の肯定が、直ちに義務の不履行による損害賠償責任を基礎づけるわけではないことに注意を要する⁽¹²⁶⁾。

(122) あるいは、遺言執行者の義務を軽減したいという実務上の配慮があるのかもしれないが、遺言執行者に就任する以上は、適切に遺言を実現する責任を引き受けたものとみるべきであり、安易な義務の軽減を認めるべきでないと考えられる。

(123) 実務・学説においても、遺言執行者の義務を肯定することに親和的な見解が示されている。潮見・前掲注(82)448 頁注 50 は、遺言執行者が遺言の執行として登記手続をする義務を負うものではないとした平成 7 年判決が変更されたとの理解を示す（大村＝窪田編・前掲注(1)108 頁〔羽生香織〕も参照）。増田・前掲注(2)は、遺言執行者が、不動産の受益相続人に「登記を具備させる必要がある」（40 頁）、動産の占有者に対して「引渡請求を行う必要がある」（42-43 頁）、「債務者に対し確定日付ある通知をする必要がある」（43 頁）とする（なお、後掲注(126)参照）。

(124) 遺言執行者が債務者に通知する場合にも、資格証明のため、遺言書の原本などを債務者に提示する必要があるのは前述の通りであるが（a）、受益相続人が遺言の内容を明らかにすることよりも、遺言執行者が自らの資格を証明することの方が容易である場合も想定される。

(125) とりわけ、特定財産承継遺言について、遺贈と同様（民法 1012 条 2 項参照）、遺言執行者がある場合には、他の共同相続人が対抗要件具備義務を負わないものとするのであれば、遺言執行者の義務を肯定する必要性が高まることになる。

(126) 増田・前掲注(2)42 頁は、改正法のもとで、平成 7 年判決が維持され、不動産登記が被相続人のままである限り、遺言執行者は登記移転義務を負わないものとするが、その意味するところは、遺言執行者が登記申請をしないことが直ちに損害賠償義務の発生を基礎づけるわけではないことを意図するものと思われる（前掲注(123)参照）。

③ 預金契約上の権限の行使

最後に、普通預金が特定財産承継遺言の対象とされた場合における、預金契約の承継についてみていこう。ここでも、遺言者が預金契約を受益相続人に承継させる意思を有していた場合に、金融機関が承諾（民法 539 条の 2）をすれば、受益相続人は、預金契約を承継し、預金の払戻しを請求できる（預金口座の解約を申し入れることもできる）。この場合には、遺言執行者による遺言執行の必要はないことになる。

他方、金融機関の承諾がなければ、預金契約は共同相続人に承継されるので、受益相続人は、預金の払戻しを受けるために、他の共同相続人の協力を要する。そして、遺言執行者がある場合には、遺言執行者は「遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」（民法 1012 条 1 項）ので、相続人に帰属する預金契約上の地位に基づく権限を行使し、金融機関に対して、預金の払戻しなどを求める義務を負うものと解される⁽¹²⁷⁾。

このことを前提として、改正法の新設規定をみておこう⁽¹²⁸⁾。民法 1014 条 3 項本文は「前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる」として、遺言執行者が、預金の払戻し請求権限と、預金契約の解約申入権限⁽¹²⁹⁾を有することを明らかにする。特定財産承継遺言をした遺言者の意思を推定した規定である（民法 1014 条 4 項）。遺言執行者が預金の払戻し請求権限を行使する際の具体的方法としては、金融機関に対して、受益相続人への預金の払戻しや受益相続人の指定する預金口座への振込みを求めることが考えられる⁽¹³⁰⁾。

なお、解約申入権限については、「預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合」（民法 1014 条 3 項ただし書）に限られる。特定財産承継遺言の対象が預貯金債権の一部に限られる場合にまで、遺言執行者に解約申入権限を認めることは「受益相続人以外の相

(127) 増田・前掲注(2)43 頁は、遺言執行者が預金の払戻しを請求した場合、金融機関は「他の相続人の同意など第三者の意思表示を求める取扱いは認められない」とする。

(128) 民法 1014 条 3 項の立案経緯については、金子①・前掲注(2)33-34 頁、生駒・前掲注(2)83-84 頁、吉永・前掲注(2)100-101 頁。

(129) 遺言執行者に認められる権限は、解約の申入れに過ぎず、「強制的な解約権限まで認めるものではない」（部会資料 21・22 頁）と説明される。もっとも、その意味するところは、「預金の種類により申入れ時に直ちに解約ができず、一定の期間経過後に解約の効果が発生するものがあることを考慮したもので、債務者である金融機関に解約の可否についての裁量を認めたものではない」（増田・前掲注(2)43 頁）と理解すべきであろう（これに対して、潮見ほか編・前掲注(1)61 頁〔安部将規〕は、定額預貯金の満期前解約について金融機関の裁量を認める）。このような預金契約に基づいて預金者に認められる解約申入権限を、遺言執行者は行使するものと考えられる。

(130) 遺言執行者自身が預金の払戻しを受けたうえで、受益相続人に金銭を交付することも考えられるが、遺言執行者が払戻しを受けた預金を着服するおそれがあることを重視すれば（金子①・前掲注(2)33-34 頁）、実務上は、受益相続人が直接に金銭を取得する方法によることが望ましいと考えられる（前掲注(110)参照）。この点については、銀行の法務担当者が、遺言執行者が受益相続人以外の相続人である場合にも、その払戻し請求に応じると説明するのに対して（潮見ほか・前掲注(1)23 頁〔藤原彰吾〕、法曹実務家が、遺言執行者の欠格事由の問題を念頭に置きつつ、懸念を示すのが（潮見ほか・前掲注(1)23 頁〔増田勝久〕）、示唆的である。

続人の利益を害するおそれがあること⁽¹³¹⁾」などが理由とされる。もっとも、この点についても、そのような場合における遺言者の通常の意味が、遺言執行者に解約申入権限までを付与するものではないことに根拠が求められるように思われる。

以上によれば、民法 1014 条 3 項は、遺言執行者が（共同相続人に帰属する）預金契約上の地位に基づく権限を行使できることを確認した規定であると理解される。この規定がなくとも、前述した解釈により、遺言執行者に預金の払戻しの請求権限や預金契約の解約申入権限を認めることはできる⁽¹³²⁾。ただし、遺言者の意思が推定されることから（民法 1014 条 4 項）、これを争う側で、遺言者が遺言執行者にそれらの権限を付与する意思がなかったことを証明する必要がある点に、民法 1014 条 3 項の存在意義があることになる。

そして、このような理解によれば、遺言執行者は、単に権限を有するだけでなく、受益相続人に対して義務を負うものと解される。とりわけ、受益相続人が単独で預金の払戻しを請求できない場合には、遺言執行者が受益相続人に対して義務を負うことに重要な意義が見出されることになるのである。

5 おわりに

本稿では、普通預金が遺贈又は特定財産承継遺言の対象とされた場合に、いかなる法律関係が生じるのかを、預金債権の承継と対抗及び預金契約の承継を区別する形で分析した。また、その分析に基づいて、遺言の内容がいかんして実現されるのかについて、遺言執行者がいない場合とある場合のそれぞれを検討した。そして、これらの問題に適用される改正法の新設規定に関して、その内容及び前提とする法的論理を明らかにすることを目指した。その結果、いくつかの点において、立案担当者の見解に疑問を投げかけ、それと異なる解釈を支持すべきことを主張することになった。

遺言による普通預金の承継は、相続実務・金融実務上の重要な問題であり、その問題に妥当する法的論理が不明確であるという状況は望ましいものではない。安定した遺言制度・遺言執行制度の確立のために、法的議論の深化・蓄積が求められるところである。本稿の目的も、そのような議論の展開に寄与することにある。その一方で、本稿には、結論を留保したところが多数存在する。また、普通預金と対比しつつ、それ以外の金融取引・金融商品に検討対象を広げる必要もある⁽¹³³⁾。残された課題は多く、今後も引き続いて研究を行うことにしたい。

(131) 堂蘭＝野口編・前掲注(1)118 頁、堂蘭＝神吉編・前掲注(1)97 頁。

(132) 増田・前掲注(2)40 頁参照。吉永・前掲注(2)102 頁は、民法 1014 条 3 項を「銀行実務における取扱い」を根拠とするものと評価するが、なぜそのような銀行実務の取扱いが正当化されるかを明らかにする必要があるだろう。

(133) 次年度の金融法務研究会の報告書では、普通預金以外の、いくつかの金融取引・金融商品について検討を行うことを予定している。